

落飾廬于陵下三十年矣

〔参考〕

〔世阿彌十六部集〕 泉

觀世世阿彌佐渡ニテ追遠シ奉ル

只言葉 又西北の山もとをみれば、人家かいらかをなれば、みやこも見えたり、いつみと申地ところなり、これは、いにしへ、しゆんとく院の御はい處也、しかれば、御せいにも、かきりあれば、かやか軒はの月もみつ、しらぬは人の、行すゑのそらけにや、すせんはんせうの御せい、たい、さしも、よくんの御かけとて、その名もたかき山さくら、こすゑの花とさかえん、雲居の春ののどけさも、いまさもして、あまさか、ひなのな、か路の御すまひ、おもひやうて、いたわしや、ところは、かやか軒はの草、しのふのすたれたえ、也、下歌うゆふたち、おつる庭たつみ、これもやいつみなるらん、上、下、くる、水に秋こそ、かよふらし、くむすふ、いつみの、てさへす、しき、おりに、御い、のたもと、やしほれけん、けにや、人ならぬ、いは木もさら、かなしきは、みつのこしまの、秋のゆふくれ暮となかめさせ給しも、御身のうへとなり、にけり、下、しき、みつむ、山路の露にぬれにけり、あかつき、おきの、すみそめ、袖も、おなし、こけむしろの、たれそ、にしきの、御しとねならん、いたわしや、上、たさ、こるとを山人は、歸る也、里までをくれ、秋の三日月

も、雲のは、に、ひかりの、かげの、うき世をは、きみととも、のかれ給はめや、さて事、ゆふならく、奈落底のそこに入ぬれば、せつりも、しゆたも、かはらざりける、となり、けにや、はちす葉の、に、こりにしまの、心もて、いつみの水も、さみすまは、す、しき道となりぬへし、く、

眞野皇陵

〔佐渡志〕

古蹟

皇陵

雜太郡眞野村ニアリ

承久三年辛巳七月廿日

北條義時カ計

ヒトシテ

三上皇ヲ遠國ニ遷シ

マイラセシトキ

順徳上皇ヲ

ハ佐渡國ニ遷幸ナシ奉

ル大日本史御供ニハ冷泉中將爲家、花山院少將能久、上北面ニハ甲斐右兵衛佐則經、藤左衛門大夫安元、女房ニハ右衛門佐局以下三人參リタリ、カクハ聞ヘシカトモ、爲家朝臣ハ御送ニモマイラレス、花山院少將ハ路ヨリ勞ルコトアリトテ歸リノホラレケレハ、イト、御心細クヲホシメシケルニ、越後國寺泊ニツカセタマヒテ、御船ニ召シケルニ、右兵衛佐則經病危カリケレハ、御船ニモ入ラズシテ、ト、メラレケルカ、ヤカテ彼所ニテ空シクナリ、又御船コノ國ニ着シ時ノ御製トテ、

イサ、ラハイソウツナミニコト、ハムヲキノカタニハナニコトカアル  
 カクテノチ御送ノモノトモ、御輿カキマテモ、御名殘惜マセタマヒテ、今日ハカリ明日ハカリト留サセタマヒシトゾ、以下承久記ヤカテ今ノ國分寺ニ置奉リ、又泉村ニ黒木



承久三年七月二十日

七三二

泉村黒木  
御所  
皇居

ノ御所ヲ作りテウツシ居奉レリ、此時皇居シメラレシ處ハ、戀カ浦ノ水上堂カ平ト云處ニシテ、御徒然ノアマリ、都忘ト云白菊ヲ殖テ愛サセタマヒシカ、後ノ世マテモ殘リテ、此アタリノ草ムラニハ、マレニ咲ヨシヲ云リ、又其後眞野ヨリ二里ヘタテシ八幡ノ里ニモウツリナハシマセシ、文明年中ニ記セシ皇陵記ト云モノ、及ヒ此國ノ風土記ナト云モノニシルシタレト、其節ウタカハシキト少カラネバハブキツ、

此國ニマシマスホト、所々ニテノ御製トテ傳ハレルモノアリ、御サスカヲ海中ニ落シタマヒシ時ヨマセタモフト云ル、

ツカノマモ身ヲハナタシトチキリシヲ浪ノソコニモサヤ思ラン

此御製ハ當國立島ト云所ニテ、御船ノ中ニテモノナケツラセタマウ時、御小刀ヲ海中ヘ落シタマヒシ時ヨマセタマウトモ、又ハ御船アソヒノ時ノトモ云ヘト、ウタカハシケレハ省キツ、

泉村ニテヨマセタモフト云、

ナケハキクキケハミヤコノ戀シキニコノ里スキヨヤマホト、キス

熊野ノ社アル所ニテヨマセタマヒシト云ル、

雲ノ上ノ月日ヘタテ、ミクマノモクマナキカケハカハラサリケリ

柳カ壺ト云所ニテヨマセタマフト云ル、

コヨイフク柳カツホノアキカセニソノキリツホノ月ヤ澄ラム

此國ニマシミテ、(後鳥羽上皇)隱岐ノ御所(土御門上皇)阿波ノ御所ノ御コト、朝夕思召シ出サセタマヒテ、ア

後鳥羽上  
皇ノ崩上  
御門兩上  
皇ヲ追懐  
シ給フ

ル時ノ御製ニ、

ウキヨニハカ、レトテコソウマレケメコトワリシラス我泪カナ

アル民ノ家ニテヨマセタマフトイヘル、

カクマテニ身ノアタ、マルクサノミヲヒエノカユトハ誰カ云ラム

隱岐院カクレサセタマヒテ、煙トナシ奉リシヲ、大原ノ奥ニウツサル、ヨシ聞召テ、

ヨマセタマフトイフ、

イルツキノヲホロノシミツイカニシテツキニスムヘキカケヲトムラン

眞野ニテヨマセタマフト云ル、

ヲモヒキヤクモノハテマテナカレキテマノ、イリ江ニクチハテムトハ

御供ニ候シケル遠藤左衛門尉爲盛カヨメル歌トテ書ツタヘタルアリ、

君マセハコ、モミヤコトオモフニソワカフルサトハコヒシクモナシ ○下略、仁治三年九月十二日、上皇崩御ノ條ニ收ム、

寺泊行宮

〔越後名寄〕五ノ上 三島郡

舊蹟

行宮寺泊

順徳院、此浦ヨリ佐渡國ヘ遷御ノ折節、御船ヨ

ソホヒノ間、驛ノ長菊屋某カ館ノ庭ニ構ヘシ、磯山ノ中段ニ平カナル所有、是皇居ノ址ナリト云傳フ、考ニ、往古此驛ハ家居モ少ク、今古泊リト云ワタリ、鹽燒海士ノミ

承久三年七月二十日

七三三

後鳥羽上  
皇ノ崩御  
ヲ悼マセ  
ラル



承久三年七月二十日

七三四

寺泊王間

住テ、旅舎モ不束ニ、寺院モワツカ成コト也シニ、長ノ菊屋、鎌倉三代將軍ノ時代ヨリ、大身ニシテ、居家モニキ、シク暮シ侍リケレハ、サコソト思ハル、

王間寺泊

寺泊驛ノ中、下片町ニ在、往來ノ客船ノ泊處、今ハ大間ト書リ、人皇八十四

代順德院御諱守成御歳二十四歳ノ御時、佐渡國へ遷御、承久三年辛巳年七月廿日帝都ヲ出御、花山院少將左兵佐左衛門大夫等供奉、女房二人參ル、奉行ハ武藏平太郎時氏也、北陸道ヲ經サセ玉ヒ、此浦ヨリ渡御マシマシケル、此時、後鳥羽院ヲ一院トモ、本院トモ、土御門院ヲ中院、順德院ヲ新院ト申奉ル、本院新院御心ヲ一ツニシテ、義時追討ノ事ヲ議セラル、

越浦

〔越後名寄〕

一三島郡名

越浦

古昔ハ古志郡ニ屬シケルニヤ、凡寺泊驛ノ總號ナレ

共、ワキテ今諸國ノ客船入來、大間昔考順德院、佐渡國へ遷御ノ初、ノ竝ニ、小間カ御崎ト稱シ、濱ノ指出タル所ヲ、越ノ浦ト申侍ル也、此浦ノ風景、後ハ磯山ノ松風、枝ヲ鳴サス、前ニハ、渚ノ白波音タテズ、遠ク米山ノ高根雲ニ聳ヘ、雪カ花カト怪シマル、近クハ伊夜日子山、孤リ立テ、都ノ富士ノ風情モ似通ヒ、又海上ハルカニ、佐渡ノ島山、波間ニ浮ヒ、景色最比ヒナシ、

王間

〔白川風土記〕

二十三

越後國三島郡西古志庄

寺泊町

王ノ澗

片町

町ノ中程、西裡ノ海面ニア

ル澗ナリ、承久三年八月、鎌倉ノ執權北條氏、順德帝ヲ、佐渡國へ遷行ナシ奉リシ時、此澗ヨリ御船ヲ發セシニヨリ、王ノ澗ト名ツクト云フ、今ハ王ノ字ヲ憚リテ、大ノ字ヲ用フ、

聚感園記

五十嵐氏

〔聚感園記〕

北越寺泊者、北陸道之古驛也、驛亭之長爲五十嵐氏、其先世出於西豐藤原氏、上祖某任越後守、來居此地、其子孫世爲亭長、自上祖至今、亭長凡三十四代、千有餘年云、實北越之舊族也、文治中、源廷尉義經被讒得罪、潛出京師、從北陸道、犇於東奥、從者十一人、皆戴黃冠、負雲笈、扮羽黑山道士而來、亭長知源廷尉敬而迎之、乃卸笈弛擔、宿其家者數十日、其供給之具、今尚存於家矣、厥後永仁中、毘沙門堂大納言爲兼公藤原、左遷於佐州、阻風雨而留於此、亭者亦數十日、其後園樹木鬱蒼、石古苔老、水深草茂、幽邃清雅、古色可掬、其位置安排、皆公淹留中所自指教也、亭長之家、千有餘年之間、不罹祝融之災、是以舊觀不改、不復加手云、承久帝、惡鎌倉北條氏稱制、蔑上之事、竊謀欲以加征討之法、北條氏聞之、大發關東之兵、先入京師、遂幽帝於佐州、佐州北荒溟海中之孤島、而距越地者凡二十里、秋冬之間、風波猛惡、而不得渡、皆止宿此驛、待明春風波之定、而後解纜焉、帝出京師、實秋九月也、因假築行宮於亭長之園中、駐輿於此者凡數月矣、其間亭長庇具而供給焉、行宮之所在、後立

順德上皇  
行宮

承久三年七月二十日

七三五



承久三年七月二十日

七三六

祠安御靈神、蓋不欲汚其趾也、文永中、日蓮上人竄于佐州、宿此亭者三日、自寫南無妙法蓮華經七大字、以賜之、今祕其家而傳之、繼箕裘業、奕世不絕者、千有餘歲、而其園則爲兼公之所自築也、園中後丘有一小亭、迺源廷尉之所憩也、其側有井焉、迺廷尉從者西塔僧辨慶師之所自鑿也、東丘之上所安之祠、迺承久帝行宮之趾也、耳之所聽、目之所觸、皆衆感之所聚也、而其樹不枯不朽、其石不摧不泐、其水清冽而不涸不腐、宛然如昔、則非獨有靈之人民感焉而已、雖無情之草木竹石、亦有感於此耶、其家經千有餘年、而無災無害、子孫綿々相繼弗衰、則非獨草木竹石之感焉而已、天地鬼神之幽、亦有感於此耶、左中將中院公命其園曰聚感、其意蓋在乎此歟、余各歲游于北越、又欲探佐州之山水、乃自徂冬至今春、東西探勝者數月、始至仲春、來寺泊驛、宿亭長之家、親觀其園、詳聽其事、而不堪感懷之情、嗚呼、從今而後、來于此觀于此者、其感之深、豈得不與我同哉、於是爲之記爾、

文化七年庚午春二月

東都 鵬齋龜田興撰

〔順德帝行宮遺蹟碑〕 海軍大將大勳位功三級威仁親王家額

行宮遺蹟

釋往年北游抵寺泊、過所謂聚感園、五十嵐氏後庭也、泉石幽邃、草樹荒涼、邱上有小祠、謂順德帝行宮遺蹟、爲低徊咨嗟者久之、嗚呼承久之事、忍復言之乎哉、三上皇播遷海島、誓御無人、記載不傳、後鳥羽帝則增鏡承久記、諸書言之頗詳、或載御製、或記與母后及藤家

順德上皇ノ御事蹟詳ナラズ

隆等往復書信、土御門帝則幕府固優遇之、雖記載疏闕、應自有差寬者、獨至順德帝、以其爲首事、鉗制殊甚、承久記唯記其自寺泊航佐渡、及與九條道家贈答和歌、增鏡稱帝天資英敏、最長和歌、而所謂順德帝集、亦唯載在京時歌詠、播遷事蹟傳於今者、僅存於口碑野乘而已、五十嵐氏家傳曰、帝北狩到此、會秋冬風濤險惡、因營行宮於此、駐蹕數閱月、以明春幸佐渡云、以萬乘至尊之躬、寓於海邨寂寞之濱、當其鬱邑侘傺之際、感愴觸發之餘、佳篇錯出、令人慨乎世道而泣於月露者、蓋亦不少、五十嵐氏之先、嘗賜宸翰數首、以藏於家、而今復散佚殆盡、唯行宮之址、幸存以至於今、隔海與真野山陵相對、帝之精爽、或有磅礴馮依而不去者、歟、則其當敬慕而哀痛者、何如、豈可使鞠爲茂草、竟歸湮沒乎哉、五十嵐氏亭長此地、千有餘年、文化中、龜田興撰聚感園記、叙其事甚詳、近時其家衰替、唯存園池、於是鄉士夫憂聖蹟之湮滅、欲廣募貲、四方有志者、遷築帝祠於山上、建碑以圖永存其遺址、本問健來屬文於釋、請記其由、使後之觀者有所考焉、聞寺泊頃有築港之議、又分信濃川水、瀉之於此地、則行見漸趨繁盛、賈舶客船之輻湊日增、則過是祠、瞻仰而拜跂者益衆、蓋亦有懷古之情、愴然不能已者、釋常傷帝事淪埋、而喜是舉之有補於史傳也、乃不辭而紀之、

明治四十年二月

勅選議員正四位勳三等文學博士重野安釋謹撰

承久三年七月二十日

七三七



承久三年七月二十日

七三八

鳥屋野西  
方寺

〔越後名寄〕

五 蒲原郡 佛間

西方寺

彌彥庄鳥屋野

往昔親鸞當國律儀ノ時、三年、寓居

ノ地也、後承久三年辛巳秋、順徳院佐渡國へ遷幸ノ砌、寺泊浦ヨリ渡幸マシマストキ、

風替リ、御船ヲ吹戻シ、此當リニ著御有、此所ニ頃刻行宮ナル、仍賜北山鳥屋野院西方

寺之勅號ノ由、家ノ申傳、東派也、親鸞歸京後、十年ノ後ナリ、寺前近ク北山ト云岳有、俗

御天皇山

ニ御天皇山ト稱ス、是皇居ノ址ナルベシ、

淨光寺

淨光寺 新潟 此寺當時横島ノ内北山村ニ在テ、鸞師行脚ノ節、寓居ノ地也、然ルニ

須徳院右ニ云當時遷幸ノ時節、賜北園山鳥屋野院淨光寺之勅號由、家ノ申傳也、○下略承

元元年二月是月、親鸞越後ニ流サル、條ニ收ム、

〔越後野志〕

八 和歌名所考

鳥屋野

蒲原郡蒲原郷金津莊

鳥屋野村、土人傳説云、承

久三年、順徳帝寺泊浦ヨリ佐州ニ行幸ノ時、風波烈シテ御船ヲ吹返シ、此ワタリノ海

御殿山

邊ニ着御在リテ、此處ニシハラクオハシマス、今其跡ヲ御殿山ト稱シ、高キ丘アリテ、

北山淨光  
寺

日吉山王ノ祠社ヲ建、新潟ニ在北山淨光寺、古へ此地ニ在、今尙鳥屋野院ト號ス、順徳

帝鳥屋野御制ノ歌、御宸筆ヲ藏スト云、

萬葉集卷十四作者不知、

等夜乃野爾乎佐藝禰良波里乎佐乎佐毛禰奈敞古由惠爾彼伴爾許呂波要、

夫木抄 秋月

家隆

立歸りまたもきてみんはし鷹の鳥屋野にいつる秋の夜の月

同霞

神祇伯顯仲

賤のをか柴かりみたとやのゝに今朝をかすみは立なひさける○本書歌聞ク、今夫木抄ニ據リテ補入ス、

新續古今集秋下 小鷹狩

順徳院

はし鷹のとや野の浅茅ふみ別てをのれと歸る秋の狩人

〔佐渡風土記〕

上

順徳院當國御遷幸之事

延享三丙寅年迄五百十四年

一抑此帝は後鳥羽院第二の御子、諱は守成、建久八丁巳年御降誕、母は修明門院藤原

重子、贈左大臣範季女なり、承久四年庚午十二月一日、御歳十四にて御即位、于時順

徳院當國御遷幸之旨赴は御兄土御門の譲りをうけ給ひ、御即位之後、仙洞後鳥羽

院は一院と申つるか、專政をしるしめすしかれば、土御門は新院とならせ給ひて、

何事も御綺ひなふ御はしましける處、程なく中院と成せ給ひぬ、此時順徳院を新

院と申ける、さて一院、新院御心を合され、鎌倉執權北條義時を追討し給はんとて、

議せられける、この事鎌倉へ聞へければ、義時、宇治勢田より攻上り、兩院を取奉り、

承久三辛巳五月廿五日、後鳥羽院を隠岐、順徳院を佐渡へ遷幸なしまいらせ

承久三年七月二十日

七三九



承久三年七月二十日

七四〇

順徳院此時御年三十五、御在世二十三年、仁治三寅九月十二日、御壽四十六歳にて崩御ならせ給ふ、かくて新院當國へ遷されさせ給ふ、折しも武家より免んしまいらせねは、供奉の雲客も希なりける、されとも、忍ひて御跡をしたひて、供奉有つるは、冷泉中將爲家、花山(少下同シ)小將能氏朝臣、甲斐右兵衛佐範經、上北面には藤左衛門大夫廣光、女房には右衛門佐局以下外官女五人參り、斯は聞へしか共、爲家朝臣はひとまとの御送りもなく、都に留り給ふ、花山の小將もいたはる事有て、路より歸られければ、猶御心細くそ思召されける、行々越後國寺泊につかせ給ふ、爰より佐渡へ渡り給ふ所なれば、艤ひして海路をすゝめ奉る、此折しも、右兵衛佐範經病に犯され惱みけるか、終に彼所に於て失にける、新院はたつきなき御心にて、佐渡國へ渡り給ひ、眞野か浦に御船着、此ところは三里餘の入海にて、凡て漁父の棲のみなれば、打つけに玉體を寄らるへき含りもなく、むくつけなる男とも來り、物いふ事を聞召にも、是なん音に聞し眞の鬼なるへしと、いと、御心をなやまされ、都より供奉の御輿舁まてに、御餘波をしませ給ふて、けふ計あすと留めさせ給ひける、扱其後長歌遊はして、九條殿へ遣し給ひ、其奥に、  
なからへてたとへはすゑに歸るともうきは此世の都なりけり

眞野浦ニ  
御着船

八幡ニ遷  
幸

九條殿より、長歌の御返しありて、是も奥に、

いとふともなからへてふる世の中のうきはいかて(か脱カ)春をまつへき

と遊しけるとなん、扱、新院眞野の里より、後に皇居を八幡へ遷し給ふ、此所は眞野より二里阻り、其間に越の松原あり、そはすの森ともいふ、此里過るの御製は、八幡の皇居にて遊しけるとなん、扱、此國に御座す程、都より附參たるも歸りなんとし、次第に宮仕する者も疎く成ければ、後には、此國の下藤ともを其數に加へられける、されとも無官の輩とつき奉るに恐ありけり、角てはと思召、運公と云官を下されしと也、此國に皇子三人まし、ける、遙に年阻り、神にいはひ奉る、一ノ宮二ノ宮三ノ宮と號し、今も中に崇置所の神號は是也とそ、扱、また新院崩御の後、皇居は跡計となり、於爾今其舊跡の驗として、古木の松あり、其邊を除き空地たり、八幡より北に當り、和泉といふ所あり、爰に御在世の御とき、御料地たり、故に折々御幸まし、て、假宮も有り、今は其跡あれて、半兵衛といふ百姓の居所となる、此者境内に、御休所の跡とて芝山あり、一間余に二間計り、高さ五六尺、上は平に而、風流なる石あり、地主昔より鎮守として崇置、自然其邊を穢すときは、其家内のももの眼病をうくる、今以疑ひなき事也、又右半兵衛境地に續き、南にあたり、新九郎といふ百

皇子三人  
ヲ儲ケ給  
フ  
皇居址

和泉ノ假  
宮

承久三年七月二十日

七四一



姓有り、此者境内に空地あり、今堂所といふ、其謂は、皇御在世のほと、爰に堂一宇建立被成、靈像御安置たり、其節傍なる松に、龍燈上る、則龍燈松と言て、今も其木残り、御堂は跡のみ也といへとも、龍燈は今以折々上りて、此松に留るとなん、又此和泉の内、四所に靈像を安置し給ふ、東の觀音、西の彌陀、南の藥師、北の天神と號すとかや、皇いかなる御願旨に依て、如此御安置遊しけるにや、尊慮知る者なし、觀音は同所法花宗本奥寺(イ)にあり、御丈二尺餘、木佛にて立像の正觀音なり、其外の靈像も、所々に安置して今に残れり、

大宮權現

〔佐渡志〕

神祠

大宮權現 相殿二宮權現 地貳町壹畝

〔佐渡郡〕

池藏人ノ建立

加茂郡上新穂村ニ在リ、別當ノ縁起ニハ、嘉祿二年丙戌ニ創ルト記シ、祠官等ノ家ニハ、天福元年癸巳ニ始レル由ヲ記シテ、七八年ノ差アルナリ、其傳フル所ヲ併セ考ルニ、順德上皇遷幸アラセタマヒシ後、池藏人權頭比叡山ニ登リテ、日吉ノ祠ニ祈ル趣アリ、遂ニ武家ノ免ヲ得テ、此國ニ下リ著シカノノコトトモ奏シツ、地ヲ撰ヒテ山王七社ヲ建ト云ヘリ、今モ國內ニ雙ヒナキ大社ニシテ、總別當新延寺ノ外、衆徒十二坊アリ、上新穂ニ寶性院、金剛院、三諸坊、下新穂ニ彌勒院、曼茶羅院、寶藏寺、儀定坊、定光坊、北二坊アリ、方村ニ圓通寺、明王院、善意寺、萬福寺、是等皆今ハ國分寺ニ屬ト雖モ、祭儀ヲ勤メ、法樂ニ供スルコトハ、新延寺ニ從ヘリ、七社各祠官アリ、別當アルモ有ト、新延寺之ヲ總ルト云ヘリ、其餘

神人巫女ニ至リテ最多カルヘシ、祭式ノ正シキコトモ、此國ニシテハ雙ヒナシトゾ、其中二七日ノ齋、七度半ノ使、南北ノ流鏑馬ナト、テ、古ヘフリノ遺レルコトモ多ク、神樂ノ歌モ久シキ世ヨリノコトト云ヘリ、

コノカミノオニハノマツノモトシケルエタモロトモニタミモサカユル

四月中ノ申ノ日、神輿七ツヲ昇フリテ、サマノノ神ワサ有リ、昔ハ湖水ノ邊迄至リツレト、天正ノ後ハ、三四町ノ程ニテ止マルト言ヘリ、今モ此祭式ニ用ル榊ハ、必鴻上村水ノ邊ナレハ、是等ノ事故實ニハ有ルヘキ、此祠殺生ヲ禁セラレ、以下三條ノ制札ヲ賜ハリテ建タリ、

幕府、承久役ニ官軍ニ屬セシ山田兼繼ヲ越後ニ、國上寺僧重範ヲ紀伊ニ流ス、

〔尊卑分脈〕

源氏

兼繼 承久之亂之時十四歳、配流越後國、經七年、(教)謝免、出家、安心、號津

保山入道、

〔系圖纂要〕

二十五 清和源氏

兼繼 承久之亂、配流越後國、經七年、(教)謝免、出家、安心、號津

〔參考〕

〔尊卑分脈〕

清和源氏

重直 號山田先生、浦野太郎、河邊冠者、

重滿 山田太郎先生、號和泉冠者、



山田重忠

承久三年七月二十日

重忠 山田二郎、改一廣、承久亂之時、爲京方被討了、重繼 伊豆守、孫二郎、與父同時被討了、

兼繼 山田又太郎、承久亂之時十四歲、配流越後國、

藏經 七年、謝免、出家、安心、號津保山入道、

重親 左將監、改正、從五下、

重宗 高田三郎、

重朝 柏合冠者、

重季 秀平野冠者、

重村 山田三郎、

重慶 大和房、與兄同時被討了、

重定 高田掃部助、

重平 小島五郎、

重行 法名蓮生、

山田重繼

山田重通

山田重茂

重俊 同太郎、

重繼 五郎小源太、承久京方自害、

重氏 太郎三郎、法名正頭、

重茂 同三郎、美乃國山名瀧郷本主、

重通 三郎、承久京方自害、

重長 足助右兵尉、賀茂六郎、

重秀 同六郎、住三川國足助、號足助冠者、母源爲朝女、

爲平家被討了、

山田重成

重成 承久爲京方被討了、

系圖纂要

二十五

重實

八島冠者、佐渡源太、鳥羽院武者所、

重遠 浦野四郎、兵庫允、信乃守、住尾州浦野、

重直 浦野太郎、山田先生、住尾州河邊庄、河邊冠者、

重滿 山田太郎、和泉冠者、

重廣 木一忠、山田二郎、承久京方討死、

重繼 山田孫二郎、伊豆守、承久亂被討、

兼繼 山田又太郎、號津保山入道、承久亂配流越後國、經七年免而回家、號安心、

重親 後正親、山田左近藏人、從五下、出家、號願念、

蓮仁 山田禪師、

重宗 高田三郎、

重朝 柏合冠者、承久京方被討、

重季 平野冠者、

重村 山田二郎、同重朝被討、

重慶 大和房、同兄被討、

重定 高田太郎、掃部助、

重行 出家、號蓮主、

重平 小島五郎、

重俊 小島太郎、

重通 小島三郎、承久京方自殺、

承久三年七月二十日



承久三年七月二十日 二十七日

七四六

山田重久

重長 足助加茂六郎、  
右兵衛尉

重茂 小島三郎、美乃國岩瀧郷本主、  
承久京方被誅

重忠 山田二郎、  
佐渡二郎先生、

重秀 加茂太郎、  
足助冠者、

重定 山田先生、左兵衛尉、  
筑後守

季貞 佐渡右衛門尉、

重繼 山田四郎、中宮侍長、  
承久京方被討

重憲

重久 大隅守、  
父同時討死、

〔系圖纂要〕 四十八 平氏三

茂春 小三郎、

重範 惡禪師

重範 小太郎、惡禪師、  
承久後、移紀伊國、食那賀郡、住三野上郷、

〔諸家系圖纂〕 十一上 三浦系圖

重春 多々良三郎、

茂春 小三郎、

重範 惡禪師、越後國住久上寺、

○兼繼等配流ノコト、其日ヲ詳ニセズ、今類ヲ以テ姑ク是日ニ係ク、

二十七日、配宣旨ヲ五畿七道ニ下シ、越後豐田莊等諸國ノ社寺領ニ、武士ノ狼藉  
スルヲ停止セシム、

〔東大寺要錄〕 二

左辨官 下東大寺

應令國司且停止武士狼藉且言上子細當寺諸國寺領貳拾參箇所事、

山城國

玉井庄

賀茂庄

攝津國

猪名庄

伊賀國

黒田庄

同新庄

同出作

築瀬庄

薦生庄

玉瀧庄

鞆田庄

阿波庄

廣瀬庄

山田有丸庄

美濃國

大井庄

茜部庄

承久三年七月二十七日

七四七



承久三年七月二十七日

七四八

越中國

入善庄

越後豐田莊

越後國

豐田庄(北蒲原郡)

丹波國

俊河庄(後カ)

播磨國

大部庄

周防國

宮野庄

樵野庄

紀伊國

木本庄

筑前國

觀世音寺封庄等

右近日都鄙罷騷擾丁壯苦軍旅倍々凋弊職而斯由就中五畿七道諸國神社佛寺已下

庄領或武士寄事左右煩費州縣或民庶不營租稅亡命山澤權大納言源朝臣通具宣奉勅宣令下知彼宰吏等停止狼藉但若有子細者言上聽裁者同下知諸國既畢寺宜承知依宣行之緯在機急暫莫延忘

承久三年七月廿七日

大史小槻宿禰

中辨藤原朝臣

〔承久三年四年日次記〕 承久三年七月○日、

斯日被宣旨於五畿七道諸國、

近日都鄙罷騷擾丁壯苦軍旅倍々凋弊職而斯由就中五畿七道諸國神社佛寺已下庄領或武士寄事左右煩費州縣或民庶不營租稅亡命山澤宣令下知彼宰吏等停止狼藉但若有子細者言上聽裁緯在機急暫莫延忘者、○本書殘闕シテ其日次ヲ詳ニセズ前後ヲ對照スレバ二十三日以

八月大 壬子盡朔

十三日甲幕府權大納言藤原忠信ヲ越後ニ流ス、

〔公卿補任〕承久三年 權大納言正二位藤原忠信 六月日被招下關東○忠信ノ關東ヘ下向セシハ七月一日ナリ

七月廿六日歸京後出家八月三日武家移越後國無流罪宣旨、

承久三年八月十三日

七四九

流罪宣旨  
ナシ



承久三年八月十三日

七五〇

〔公卿補任〕田本 權大納言正二位藤原忠信 冊五 六月廿四日關東武士申請下向、兵向 七月廿三日自途中歸京、廿四日於八條大宮亭出家、八月十三日又下向、在越後國、院也 〔承久兵亂記〕下 くきやうざいくわの事

源實朝ノ妻ハ忠信ノ妹

そもく八でうのあまみだいどころと申せしは、こかまくらのう大じんのこうしつにておはしきはうもん(坊門)の大なごんた(忠信)のぶのきやうの御いもうとなりしかは、此のむほんのしゆにかりいれられて、くわんとうへくたり給ふをしりて、かねてかまくらへ御つかひをたてまつり給ふ、われう大しんにおくれて、かのぼだい(菩提)をとふらふよりほかたじなし、みつす系がうたれしあさより、うぢ(宇治)のおつるゆふべまで、おうなのこゝろのうたてさは、むかしのよしみこゝろにかゝる、きやうだいをもしらず、きみのかたむかせ給ふをもわすれて、三代しやうぐんのあとのほろびんことをかなしみて、なむ八まん大ぼさつ、まもらせ給へと、こゝろのうちにいのりて候ひし、此ことたゞのぶのきやうたすけんとして、いつはり申候はゞ、大ぼさつの御こゝろもはつかしかるべし、かすならぬみのいのりにこたへて、かゝるべしとはおもはねども、心ざしを申ばかりなり、しかるにじひこゝろにはうちたへ、しらぬ人をもたすけあはれむはならひなり、いかにいはんや、まさしきあにをたすけざるべき、つみのふ

遠江橋本ヨリ歸京ス

かさはさこそ候めとも、これしかしながら、われにゆるすとおほしめすべからず、う大じん殿にゆるしたてまつるとおもひなして、たゞのぶのきやうのいのちをたすけさせ給へと、ごん大ぶ殿(源政子)、二位殿へ仰せられたりければ、ゆるしたてまつ、れとて、御ゆるし文ありけるに、八月一日とをたうみの國はしもとにてあひたりければ、あづかりのぶし(千葉介胤綱)、ちばのすけたねつな、此二の殿(義時)、よしとさのうを見て、ゆるしのぼせてまつる、あぜちの大なごんみつちかのきやう、これをきゝ給ひて、人して御よろこび申されたりければ、たゞのぶのきやう、これもゆめやらんとこそおぼえ候へと、返事し給ふも、ことほりなり、さるほとに、八月二日ちごのくにへなかさされたまひぬ、  
〔承久記〕慈光寺本下 略 上 坊門大納言ハ、鎌倉故右大臣殿ノ御臺所ノ御セウト、(族カ) 強縁ニマシマセハ、命計ハ乞請テ、濱名ノ橋ヨリ歸リ給フ、今ハト心安テ出家シテオハセシカ、又イカナル事カ聞ヘケン、後ニハ越後國ヘ流シ奉リケル、

〔参考〕

忠信ノ傳

〔大日本史〕百六十二列傳八十二 藤原忠信 藤原忠信、内大臣信清子也、忠信姑入高倉帝宮、生後鳥羽帝、姉妹三人皆爲後鳥羽、順德宮人、尊卑分脈 忠信少躋臚仕、歷侍從、左近衛少將、右近衛中將、兼歲人頭、累遷爲權中納言、兼左右衛門督、建保五年叙正二位、明年任權大納

承久三年八月十三日

七五一



承久三年十月三日

七五二

言、公卿補任、忠信妹適源實朝、實朝任右大臣、設大饗、忠信爲尊者、與諸卿俱至、鎌倉、承久之役、將兵守淀、承久記、東鑑、王師敗、北條氏求廷臣預謀者、執送六波羅、尋送鎌倉、千葉胤綱押至、遠江舞澤、將殺之、實朝妻哀訴政子、故特釋之、東鑑、承久記、歸京師、披髮爲僧、亡幾、義時流之、越後、公卿補任、初後鳥羽上皇、令忠信子養族人親兼子信成、信成任參議、尊卑分脈、承久之役、首預謀議、家臣河勾家賢、與親族六十餘人、據越後、願文山爲佐、佐木信實所敗、家賢者腰瀧口季方之後也、東鑑、及上皇崩于隱岐、信成悲悼、薙髮爲僧、參取尊卑分脈、公卿補任、

十月辛亥盡

三日、癸丑地頭平繁基、僧辨覺ヲシテ、越後浦佐天王堂ノ寺務ヲ執行セシム、

〔普光寺文書〕〇後

下浦佐村天王堂僧道乘房辨覺

四至東限寺田際、西限高山頂、南限形大澤、北限黑澤、

殺生禁斷  
右以入爲令寺務執行、所補任也、件四至之内限、永代可禁斷殺生也、仍住民等宜承知、敢勿違失、故下、

承久三年十月三日

地頭平繁基(花押)

### 後堀河天皇

貞應元年壬午紀元千八百八十二年

二月庚辰朔盡

二十一日、庚子八田知基、其所領越後田島經田等ノ地ヲ、其子一王ニ讓ル、

〔茂木文書〕〇羽後

同前

讓渡 所領等事

合五箇所

壹所 在下野國東真壁郡内五箇村

鮎田神 □ □

副渡故鎌倉右大將殿親父故筑後入道給御 □ □ 并讓狀者

藤和 □ □

壹所 在信濃國依田庄内五箇村

飯沼中山直 □

貞應元年二月二十一日

七五三



貞應元年二月二十一日

内村腰越 □

七五四

越後田島  
經田

副渡故鎌倉右大臣殿御下文(源實朝)

壹所 在越後國田島經田(南蒲原郡力)

副渡故鎌倉右大臣殿御下文

壹所 在能登國若山庄

副渡故鎌倉右大臣殿給親父故筑後入道御下文

壹所 在紀伊國賀太庄

副渡權大夫殿御奉行御下文

右件所領等相副御下文并親父故筑後入道讓狀所讓與子息藤原一王也(知宣)存此旨可相傳領掌□□如件仍讓狀

承久四年二月廿一日

(八田知基)  
藤原在□

〔參考〕

系圖

〔茂木系圖〕○茂木文書所收

知家 八田右衛門尉筑後守

知基 茂木三郎

知轉トモ申候

當家元祖住下野國茂木此所知家建久三年八月從賴朝拜領之所讓與知基也外紀州賀太庄知基承久三年九月十六日爲勳功賞賜之

延應元己亥年三月卒十七日法名後理院殿青山道秀庵主

知宣三郎左衛門尉

建久八丙辰年三月十五日卒法名天學院殿湛月空然大居士

貞應二年癸未 紀元千八百八十三年

六月 大盡 壬申朔

十五日丙戌宣旨ヲ畿内七道ニ下シテ承久役後新補地頭ノ得分ヲ定メ莊公田畠十町毎ニ免田一町ヲ給シ一段別ニ加徵米五升ヲ充テシム

〔吉川吾妻鏡〕二十 貞應二年七月六日丁未依去々年合戰賞被新補地頭等得分事可爲十町別免田一町一段別加徵米五升之由去月十五日所被宣下也彼狀到來之間任

幕府宣旨  
ヲ遵行ス

其旨可令遵行之由今日被施行隆邦清定爲奉行

〔新編追加〕坤 本新地頭條六 地頭等可存知條々

貞應二年六月十五日

七五五



貞應二年七月六日  
(朱書)二百六十五

一 宣旨事

宣旨 左辨官下 五畿內諸國七道

應令自今以後、庄公田畠地頭得分十町、別給免田一町、并一段別充加徵五升事、  
右頃年依勤功賞、居地頭職之輩、各超涯分、恣侵土宜、因茲云國衙云庄園、寄事於彼濫  
妨、懈勤於其乃實、是非相質、真偽互雜、歟、然問無止佛神事、空以陵替、有限之公私領、不  
辨地利、天下之衰弊、職而斯由、方今四海已定、萬方靡然、誰輕宗廟社稷之重事、誰掠五  
畿七道之濟物、然則一爲休莊公之愁訴、一爲優地頭之勳勞、旁從折中儀、須定向後法、  
文武之道、捨一不可之謂也、(藤原家通)左大臣宣奉勅、庄公田畠地頭十丁、別賜免田一丁、一段充  
加徵五升、於自今以後者、嚴守制符、宜合道行者、諸國承知、依宣行之、

貞應二年六月十五日

大史小槻宿禰

左中辨藤原朝臣式目同弘安

〔將軍執權次第〕

貞應二年 政子位、二  
徵五升之由、被下宣旨云々、

六月十五日、新補地頭得分十一町、別一町、段別加

七月壬寅朔

六日、幕府、新補地頭ノ沙汰スヘキ條々ヲ定ム、

〔貞應弘安式目〕

去々年兵亂以後所被補諸國庄園郷保地頭沙汰條々事、

得分

一 得分事、

右如宣旨狀者、假令田畠各拾壹町、內十町領家國司分、一町地頭分、不嫌廣博狹小、以  
此率法免給之上、加徵段別五升、可被充行云々、尤以神妙、但此中本自帶將家御下知、  
爲地頭輩之跡、爲沒收之職、於被改補之所々者、得分縱雖減少、今更非加增之限、是可  
依舊儀之故也、加之、新補之中本司之跡、至于得分尋常之地者、又以不及成敗、只勘注  
無得分之所々、守宣旨、可令計充也、仍各可賦給成敗之狀也、且是不帶此狀之輩、張行  
事出來者、可被注申交名、隨狀可被過斷也、

寺社

一 郡內寺社事、

右件寺社者、多是爲領家進止歟、若又加地頭氏社者、私進止歟、所詮任先例、今更不可  
致自由新儀、

公文田所  
案主惣追  
捕使有司

一 公文田所案主惣追捕使有司等事、

右件所職、隨所或在之、或無之、必雖非一樣、所詮任先例、於領家國司進止之職者、地頭  
更不可致妨、若又亂逆時、依爲指犯過之跡、雖兼帶其職、如舊可從領家國司之所務、

貞應二年七月六日



貞應二年十月一日

七五八

山野河海

一 山野河海事、

右領家國司之方、地頭分以折中之法、各可致半分之沙汰、加之、先例有限年貢物等、守本法不可違亂、

犯過人糺

一 犯過人糺斷事、

右領家國司三分之二、地頭三分之一、可致沙汰也、

以前五ヶ條、且守宣旨之旨、且依時儀、可令計下知也、凡不帶此狀之輩、若寄事於左右、猥張行事出來者、領家國司之訴訟、不可斷絕、隨交名到來、可令過斷也、以此旨、兼普可被披露也者、仰旨如此、仍執達如件、

貞應二年七月六日

前陸奥守判

相模守殿

十月庚午朔

一日、庚午幕府、式部少丞北條朝時ヲシテ、北陸道守護成敗ノ條々違聞アルヲ以テ、之ヲ糺彈セシム、

〔吉川吾妻鏡〕四十

貞應二年十月一日、庚午、北陸道守護成敗條々事、聊依有違聞之間、殊可令尋沙汰之由、被仰式部丞朝時主云々、

元仁元年甲申

紀元千八百八十四年

二月戊辰朔

二十九日、丙午高麗人越後寺泊ニ漂着ス、所帶ノ銀筒ニ異字ヲ刻ス、式部大丞北條朝時、其銀筒及ビ武具等ヲ收メ、是日、之ヲ幕府ニ獻ズ、

〔吉川吾妻鏡〕四十

元仁元年二月廿九日、丙申、晴、去年冬比、高麗人乘船流寄于越後國寺泊浦、仍今日式部大夫朝時、執進其弓箭以下具足於若君御方、則覽之、（北條義時）奥州以下群參、

弓二張、（假令如常弓、但頗短、似夷弓、以皮爲絃、）羽壺一、太刀一、（常刀、聊細、）刀一、（大略同、）帶一、（筋以緒、）彼帶中央、

付銀筒（長七寸、廣二寸方也、）其中注銘四字也、又銀匙一、（鋸一、箸一、雙、動物骨也、櫛以皮造之、）具足等者似、

吾國之類、皆見形知名、於四字銘者、文士數輩雖令參候、無讀人之云々、

簡銘書樣 匠陞米禊

白岩浦ニ着ス

〔百鍊抄〕十三

後堀河天皇

元仁元年四月十一日、或人云、去五月比、越後國白石浦、異國船被、

吹寄、其長十餘丈、船中構作泉、乘人四人、僅存命、近日上洛、經廻六角堂邊、萬人見物云々、

彼國人以銀如瓦石、用諸物云々、仰武家、被追洛中了、

〔參考〕

〔續本朝通鑑〕九十

按、毛陞米族四字、想夫異國之字矣、寬永十三年冬、朝鮮進士弘績、

元仁元年二月二十九日

七五九

林道深簡銘ヲ朝鮮



嘉祿元年正月二十三日 二十八日 九月十七日

七六〇

使節ニ問  
フ  
唐船問

號白 來朝江府林道春試舉此四字問之弘續曰疑是王國貴族四字乎

〔越後略風土記〕

唐船問寺泊浦

人皇八十五代後堀川院貞應二癸未年高麗人

の乗船流寄し所也荒町と磯町との中間にて今に唐船の間と稱せり、○コノ次ニ、前  
ヲ引用セ  
リ、略ス、

嘉祿元年乙酉

紀元千八百八十五年

正月壬戌朝

二十三日甲申右近衛少將藤原賴氏ヲ越後介ト爲ス、

〔公卿補任〕

嘉祿二年

從三位藤原賴氏卅九、故左兵衛督高能卿三男、母入道前關白基房

公女、建保三年正月十七日叙爵、同五十二侍從、貞應二正廿七右兵衛權佐、元仁

元正廿三從五上、十二月十七日右少將、同二正廿三越後介、○下

二十八日己丑除目、源季保ヲ越後守ト爲ス、

除目開書

〔明月記〕

嘉祿元年正月廿八日、自朝天陰、夕雨降、昨日下午名云々、午時許見聞書○中

越後守源季保○下

九月己未朔

十七日甲亥周防權守北條朝時ヲ越後守ト爲ス、

〔關東評定傳〕 嘉祿二年 評定衆

遠江守平朝時

〔北條〕右京權大夫義時朝臣男、承久二年十二月十五日任、式部少丞、貞應三

年正月廿四日轉大丞、元仁元年正月廿三日叙爵、同日周防權守、嘉祿元年九月十七日

任、越後守、貞永元年八月廿一日叙從五位上、○下略、嘉祿二年七月二十日、朝  
時遠江守ト爲ルノ條ニ收ム、

十一月戊午朔

五日戊壬太政官符ヲ下シテ、東大寺末寺ノ莊園ヲ錄シ、越後豐田莊等ヲ注セシム、

〔東大寺續要錄〕

嘉祿元年

官府宣 被書載分

末寺庄園貳拾捌箇處

山城國參箇處

宇治庄 狛野庄 槻村庄

大和國十一ヶ處

虚空藏寺 安隆寺 角庄 和邇庄 白土庄 別府庄

檜植庄 會喜庄 櫟庄 中門庄 大槻庄

攝津國貳箇處

頭成庄 長瀬庄

嘉祿元年十一月五日

七六一



嘉祿元年十一月五日

伊賀國漆ヶ處

築瀨庄 阿波庄 山田庄 廣瀨庄 湯船庄 富永庄

別府庄

伊勢國一處

安樂寺

越後國一處

(北蒲原郡) 豐田庄

丹波國一處

曾我部庄

備前國一處

陰陽頭位田

周防國一處

宮野庄

嘉祿元年十一月五日

左大史小槻宿禰在判

右少辨平朝臣在判

嘉祿二年丙戌

紀元千八百八十六年

四月大西盡

十九日、癸卯幕府、藤原教家ノ知牒ニ從ヒ、其所領越後白鳥莊等ノ處分ヲ定ム、

〔隨心院文書〕乾山城

關東御返事案

入道(藤原教家)權大納言家御領間三箇條事

一播磨國三方庄地頭停止事、

一丹後國周枳社地頭非法可停止事、

一越後國白鳥庄相傳事、

右被仰下候條々、且隨御使之申狀、成敗狀等、令成進候、以此(越)可有御披露之由、内々所候也、恐惶謹言、

嘉祿二年

四月十九日

武藏守(北條)平泰時裏判  
相模守(北條)平時房裏判

安貞元年丁亥

紀元千八百八十七年

二月小辛巳盡

嘉祿二年四月十九日 安貞元年二月十二日



安貞元年二月十二日 安貞元年四月九日

七六四

十二日、壬辰幕府、越後房覺意ニ、越後國分寺等ノ所職ヲ安堵セシム、

〔前田家所藏文書〕

武家手 鑑之内

(藤原賴經) (花押)

下越後房覺意

可早安堵所職所帶等事

覺與ノ讓ル所

御祈禱事、密嚴院下御附地安坊堂本尊聖教道具相模國柳下郷榑橋郷得延郷千葉郷武藏國吉田郷越後國國分寺但堂寺本良喜法眼讓中納言律師而又悔返讓覺與法眼覺與讓覺意可任其狀矣

右人且任師匠法眼覺與之讓狀、且守代代將軍寄進之證文、可領知之狀、所仰如件、以下、

嘉祿三年二月十二日

四月大己酉朔盡

九日、丁巳幕府、内舍人平公長ニ、越後小泉莊色部等ノ地頭職ヲ安堵セシム、

〔色部文書〕

前〇羽

(藤原賴經) (花押)

下 内舍人平公長

可令早安堵伯耆國布美庄越後國(岩船郡)小泉庄加納内色部(粟島カ)讚岐國木德庄地頭職事

父爲長ノ讓狀ニ依ル

右人任親父爲長法師今月四月七日讓狀、可爲彼職之狀、所仰如件、以下、

嘉祿三年四月九日

寬喜元年己丑

紀元千八百八十九年

八月小丙申朔盡

十七日、壬子順德上皇ニ扈從セル女房督典侍、佐渡ヨリ歸京ス、

(藤原重子) 〇中

〔明月記〕寬喜元年六月十七日、癸丑、朝天陰、已後晴、乍晴大雨兩度、入夜女子參修明門院、略

病ニ依ル

佐渡督典侍通忠朝臣母病獲麟、有上洛之聞云々、

藤原爲家督典侍ヲ訪フ

八月十七日、壬子、終日晴陰、略〇中自佐渡督典侍依病身願、入洛云々、

十八日、癸丑、天晴風吹、略〇中入夜宰相來、略〇中明日可向督典侍禪林寺宿所者、

廿六日、辛酉、朝天晴、略〇中夕宰相來、向督典侍禪林寺

〇典侍、上皇、佐渡遷幸ノ時扈從スルコト、承久三年七月二十日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔尊卑分脈〕

村上源氏

久我號後久我通光太政大臣、中院

久我大納言通忠母範光卿女

寬喜元年八月十七日

七六五



寬喜三年七月二十八日 貞永元年二月七日

〔尊卑分脈〕藤氏 貞嗣孫 範光 權中納言、

女子 通光公室、  
母通實母、

寬喜三年辛卯 紀元一千八百九十一年

七月 乙酉朔 盡

二十八日、壬子京都北野祭、大藏省分饗ヲ佐渡ニ課スルコトヲ免除ス、

〔民經記〕寬喜三年七月廿八日、壬子、天晴、自（九條道家）殿下、（藤原）左中辨為經朝臣奉書到來、佐渡國、北

野祭、大藏省分饗事可免除之由、被仰下、其由召大藏省年預所加下知也、

貞永元年壬辰 紀元一千八百九十二年

二月 壬子朔 盡

七日、戊午平度繁ヲ佐渡守ト爲ス、

〔尊卑分脈〕平氏 繁盛孫 繁雅 河内守、從五下、出家、

使 度繁 左衛門尉、正五下、叙留、  
貞永元二七任佐渡守イ

繁親

繁高 民部少甫、正四下、

女子

### 四條天皇

天福元年癸巳 紀元一千八百九十三年

正月 丙午朔 盡

二十四日、己巳除目、參議藤原宣經ヲシテ、越後權守ヲ兼ネシム、

〔公卿補任〕（天福元年）元年 參議從三位藤原宣經、卅一、左中將、正月廿四日越後權守、

〔明月記〕（天福元年）貞永二年正月廿五日、庚午、及午時不聞除目、行啓延引、廿八日云々、午終、助里

除目開書

持來開書、（參內裏）巳時許清書訖、經通卿有親朝臣右筆云々、雜任之外、無指支、少納言重

房宮內少輔藤俊國、權醫博士丹波季康、針博士同忠、成山城、中盛氏、典、大和藤威家、美濃

隆盛、（兼院分歟）越後權守宣經、兼、播磨藤家定、（兼院分歟）美作權守資賴、兼、備中權有親、兼、土佐源教

行、壹岐中原師胤、筑後藤親賢、（代始一蔭）將監、（左右各五人）左右衛門又五人、左兵衛四人、（助了、

左將監、右衛門有賢、御監大將、右兵同、左右馬各六人、

天福元年正月二十四日



天福元年四月十五日 嘉禎二年五月十九日

七六八

四月大 乙亥 朔 盡

十五日、幕府、平經久ニ、越後山田郷等ノ地頭職ヲ安堵セシム、

〔諸州古文書〕八住九右 衛門藏

將軍家政所下 (平經久)

可令早領、知武藏國久良郡平子郷内石河村、并越後國山田郷地頭職事

父經季ノ讓狀ニ依ル

右人任親父經季寬喜三年三月十日讓狀、可領知也、但舍弟二人分、不可濫妨之狀、所仰如件、以下、

(天福元年) 貞永二年四月十五日

案主左近將曹告野

令左衛門少尉藤原(花押)

知家事内舍人清原(花押)

別當相模守平朝臣(花押)

武藏守平朝臣(花押)

嘉禎二年丙午

紀元千八百九十六年

五月大 丙辰 朔 盡

十九日、左衛門少尉後藤基綱ヲ佐渡守ト爲ス、

〔關東評定傳〕嘉禎二年 評定衆

後藤 左衛門少尉藤原基綱 五月十九日任佐渡守

嘉禎三年 評定衆

佐渡守藤原基綱 十月廿七日任玄蕃頭

七月小 丙辰 朔 盡

二十日、越後守北條朝時ヲ遠江守ト爲シ、六波羅南方北條時盛ヲ越後守ト爲ス、

〔關東評定傳〕嘉禎二年 評定衆

遠江守平朝時○上略、嘉祿元年九月十七日、朝時越後守ト爲ルノ條ニ收ム、嘉禎二年七月廿日任遠江守、曆仁元年七月廿日叙正五位下、仁治二年四月廿三日叙從四位下、同三年五月十日出家、年四十九、

〔將軍執權次第〕嘉禎二年

(北條) 時盛 越後守、七月廿日越後守、同日從五位下、

〔鎌倉武將執權記〕嘉禎二年申、時盛、越後守、七月廿日越後守、同日從五位下、

〔參考〕

〔大日本史〕二百三 列傳百三十 北條朝時・北條朝時、泰時弟也、稱名越氏、北條系圖、有權略、膂力

過人、嘗偷源實朝妻侍兒、奔于駿河、歲餘實朝釋其罪、召還鎌倉、和田義盛之難、朝時帥兵與朝夷名義秀接戰、東尋拜式部丞、關東評定傳、承久之役、與結城朝廣佐佐木信實率兵四萬、

嘉禎二年七月二十日

七六九

玄蕃頭ニ任ス



承久ノ役  
朝時越後  
ニ戦フ

法名生西

經北陸道抵越後官軍宮崎定範據蒲原之險瀕海樹鹿角伏弩以待朝時乃獲牛七八十頭東炬於其角乘夜放之士卒從後譁噪牛怒奔突官軍大駭以為敵至伏弩皆發牛多死傷弩不能復繼軍因得過而西朝時乃督衆直前進攻志保黑坂柵皆拔之轉鬪入京師東鑑承久記與泰時會歷周防越後遠江守敍從四位下東鑑關東評定衆尋辭職關東評定衆爲將軍藤原賴經所親幸以故驕心漸萌及北條時賴執權光時不悅以為時賴於後守系爲將軍藤原賴經所親幸以故驕心漸萌及北條時賴執權光時不悅以為時賴於吾祖義時爲曾孫族屬疏遠不宜居勢任因陰圖除之保曆問記而事發覺時賴遣兵將誅之光時方在幕府度不免剪髮遣時賴謝罪遂流伊豆東鑑保曆問記時章任尾張守爲引付衆評定衆難髮法名見西文永九年北條時宗兄時輔叛誅于京師教時與之通謀時宗遣兵士殺之誤并殺時章時宗哀死非其罪捕兵士五人誅之保曆問記時幸爲修理亮及光時獲罪自殺葉黃記

八月大乙西盡

二十日甲辰奈良興福寺衆徒屢騷擾ス、幕府、佐渡守後藤基綱ヲ遣シテ之ヲ鎮セシム、

〔吉川吾妻鏡〕三十

嘉禎二年二月廿八日乙卯中略今日六波羅飛脚并大夫判官基綱後藤

衆徒ノ敷

基綱ノ功  
ヲ賞ス  
奈良僧侶  
武藏得業  
隆圓心ヲ  
關東ニ寄  
ス

衆徒再起

衆徒城郭  
ヲ構フ

衆徒鎮壓  
ノ爲ニ地  
頭ヲ補ス

使者參着申云去十四日基綱向木津河之北遣使者於河之南神木御所之處衆徒皆來臨之間御成敗之趣具問答衆徒一々承伏仍同廿一日奉歸座神木於本社略下

三月廿一日戊寅南都事寺社開門戶神木歸坐且爲使節功之由殊有其沙汰餘被遣御感御書於後藤大夫判官基綱當時之許云々又南都住侶有武藏得業隆圓之旨爲之問對衆徒輝關東威勢於武家仍六波羅駿河守并使節基綱內々有被談事等隆圓爲之問對衆徒輝關東威勢潛又加諷詞就之蜂起忽靜謐訖基綱依令注進其趣今日同被感仰遣凡爲世爲寺奉爲關東第一奉公也尤感思食云々

八月廿日甲辰南都衆徒復蜂起之由飛脚到來問爲相鎮之佐渡守基綱奉上下洛使節事仍今日出門明曉可進發云々

十月二日丙戌霽六波羅飛脚參着申云自去月中旬之比南都蜂起構城郭巧合戰六波羅遣使者雖相宥彌倍增云々

十月五日己丑被經評議爲鎮南都騷動暫大和國置守護人沒收衆徒知行庄園悉被補地頭畢又相催畿內近國御家人等塞南都道路可止人々出入之由有議定被選遣印東八郎佐原七郎以下殊勝勇敢壯力之輩衆徒若猶成敵對之儀者更不可有優恕之思有悉可令討亡之且各可欲致死之由於東士者直被仰含至京畿者被仰其趣於六波羅又南



仁治三年九月十二日

七七二

都領在所悉不可被知食之處武藏得業隆圓密々與其注文於佐渡守基綱基綱就送進關東被新補地頭云々

榮徒城郭ヲ破リテ退散ス

十一月一日甲寅霽未刻六波羅飛脚參着南都去月十七日夜破城郭退散是於所領被補地頭被塞關之間失兵糧之計難聚入勢之故也云々

隆圓ノ功ニ依ル

十二月廿九日壬子佐渡守基綱自京都參向南都靜謐條々事申入了此事内外計偏依武藏得業隆圓忠之由申之其趣載六波羅駿河守重時去十一日狀云々

〔北條九代記〕八月廿日南都衆徒又蜂起之間爲相鎮明曉可進發之由被仰基綱

### 後嵯峨天皇

仁治三年壬寅

紀元千九百二年

九月大庚辰朔

十二日辛卯順德上皇佐渡ニ崩ジ給フ翌日眞野ニ奉葬ス

悲報藤原重子及ヒ雅成親王

〔平戶記〕仁治三年十月六日乙卯晴早旦或者來告云佐渡院去月廿二日崩逝了云々去夜飛脚到來令乍驚案內修明門院御邊並六條宮女房使事展轉之說也彼御使未參

ノ女房ニ達ス

云々仍有不審云々此事歎思不少自龍棲之昔至鳳闕之時朝夕咫尺旦暮不忘偏憑再觀之處忽聞此事心肝如春悲哉々々

〔藤原良實〕

八日丁巳晴早旦案內兩所御使猶未到云々不可說々々然間新相公送消息是世事等也其中彼遠所御使今日到着云々十三日有御喪禮事云々於戲悲哉々々其後猶案內兩所而各御返事云彼御使未參云々尤不審事也若有祕藏歟如何

御喪禮

九日戊午晴宮內大輔入道蓮家示送云彼御使昨日一定到來云々但委事女房不被注進追可被申云々十二日令事切給十三日御喪事一定云々哀慟之至無物取喻年來儉待再觀今日聞此事仰天伏地迷惑之外無他耳

供御ヲ絶テ死ヲ祈ラル

燒石ヲ火キ腫物ニ宛テ益重ラセラル御臨終ノ模様

十日己未晴其後參六條宮御悲歎過法云々令混彼穢給之間乍着沓懸尻於簀子端於北面妻戶口謁女房閑談之處御乳母尼公又被來謁所談之趣太多不遑記錄但彼御腦太非大事云々只都不聞食供御涉數日九月九日可終御命之由兼有御祈請云々人不知之遂案得其事云々而件日猶不叶及十二日也御歸京事思食絕之故云々就之存命太無益之由有叡慮云々燒々石儉令宛御蚊觸之上給人不知之歟二ケ日如此候間小物御増次第御身體庭弱令成行兩左衛門大夫康光盛實御臨終已前出家着法衣祇候御前相互令唱高聲念佛給如眠御氣絕云々女房右衛門督別當局已下八人出家十三

仁治三年九月十二日

七七三



日、御喪禮兼被仰置云々、有御念願之旨云々、聞事趣、太有怖畏、御存知之旨定有甚深之子細歟、非筆濁之所及、深更歸家、

〔百鍊抄〕

十五 後醍醐天皇

仁治三年十月七日、丙辰、佐渡院去月十二日、於彼國崩御之由披

寶算四十

露云々、御年四十六、大禮之間人々成不審、雖然遠所御事、先例公家無被行事之由沙汰切云々、

〔帝王編年記〕

第八十四代 順德院 諱守成、佐渡院

仁治三年壬寅九月十二日崩于彼國、御年四十六、去位

二十二年、號順德院、

〔增鏡〕

五 内野の雪

京にはさまく、めてたき事のみおほかるに、かの佐渡の島には、御

なやみと聞えし、ほとなく、九月十二日、かくれさせ給ひぬ、世の中、のあらたまりしき

さみ、もしやなと、おぼしよる事ともありしも、むなしうへたりのみはてぬる世を、

いと心ほそうきこしめしけるに、そこはかとなく、御なやみなどおもふやうにて失

給ひにけりとそ聞えし、四十六にそならせ給ひける、いとあはれなる世のなかなる

へし、

〔迎陽記〕

康曆二年六月廿四日

順德院 當今從父兄弟、

仁治三年九月十二日、於佐渡國崩御、今度錫紵事、雖有令沙汰不被行也、

〔歷代皇記〕

本上天皇

順德院 仁治三年九月十二日、崩於佐渡國、四十六

〔一代要記〕

順德天皇

仁治三年九月十二日、於佐渡國崩、年四十六、同月十三日、火葬、

〔皇帝紀抄〕

順德院 諱守成、後鳥羽院第三皇子、母

御宇十一年、承元四年十一月廿五日受

于太政官廳、承久三年四月廿日讓位於皇太子、七月廿一日移御、佐渡國、仁治三年九月十二日於佐州御事、四十六、

〔皇年代畧記〕

順德院 諱守成、

後鳥羽第三子、母修明門院重子、正二位贈左大臣範季女、在位十一

年、

建久八年、丁巳九月十日降誕、正治元年、己未十二月十六日爲親王、二年四月十五日立太弟、

四十一月廿一日、癸酉著袴、建仁三年十二月廿五日御書始、承元二年十二月廿五日元服、

十二、加冠、傅太政大臣頼實、四年、庚午十一月廿五日、己酉受禪、十四、爲上皇、廿八日、壬午即位、太政

建曆元年八月十一日國郡卜定、十月廿二日、壬午御禊、二條十一月十三日、乙卯大嘗會延引、

今月八日、依二年四月廿八日更國郡卜定、十月廿八日、庚子御禊、二條末節下左十一月十

三日、乙卯大嘗會、近江承久三年四月廿日讓位於皇太子、廿五同廿二日太上天皇尊號、七月

廿日、壬寅移佐渡國、同阿波院仁治三年九月十二日、辛未崩於佐渡國、四十

〔和漢合符〕

第八十四順德院

建曆元年、守成、後鳥羽第三子、母修明門院藤原重子、贈



仁治三年九月十二日

七七六

左大臣範季之女也、庚午十一月廿五日受禪、十二月二十八日即位、治十一年、承久三年四月二十日讓位於皇太子懷成親王、同六月東兵陷都、七月九日廢之、受禪之後七十餘日、故不列皇圖、廿九日順德院遷于佐渡、仁治三年九月十二日順德院崩于佐渡、壽四十六歲、或云、四十二歲、此帝御宇、賴朝之二男實朝、任右大臣左大將矣、兄左衛門督賴家之子法師公曉殺實朝、而賴朝之跡絕矣、賴朝之後室從二位平政子、即平時政之女也、典東國之事、其弟義時專權、遂奉請上皇之末子、欲繼其蹟、無宣許而事休矣、又九條攝政道家者、賴經之時為外戚、故請其子為後胤也、雖然、義時執柄而已、

〔本朝皇胤紹運錄〕

第八十二 後鳥羽院 諱尊成、治十五年、母同、後高倉、

第八十三 土御門院 諱爲仁、治十三年、母承明門院在子、

第八十四 順德院 諱守成、治十一年、母備明門院、贈左大臣範季女、

建久八九十降誕、正治元十一十六為親王、同二十四立太弟、四、承元二十二廿五元服、十二、同四十一廿五受禪、十四、十二廿八即位、建曆二十一十三大嘗會、去年、雖被行門院御事、延引、承久三四廿讓位、廿五、廿三尊號、同年七廿移佐渡國、仁治三九十二崩於佐渡國、四十六、

九條廢帝 諱懷成、治四箇月、无即位、建保六十降誕、十一廿一為親王、承久三  
忠成王 无位、號岩倉宮、又號廣御所宮、弘安二十  
彦成王 母範光  
善統親王 家、母同、  
尊覺法親王 天台座主、梶井、  
覺惠法親王 聖護院、眞如院、  
明義門院 諱子、廢帝、  
永安門院 母内子、大臣信清公女、

〔紹運要略〕

順德院 讓位於後兩三月、承久三年四月廿二日讓位於皇太子、同七月廿日或廿七日、  
御骨上洛、奉安、置後鳥羽院、大原法華堂、側云々、以岡崎、  
御所被修、御佛事云々、建長元年七月廿日追號順德院、

〔遊行八世巡國の記〕

三月上旬、（正平十年）本間佐渡守といひけるは、國の守なりける、此

一族こそりて、歸服渴仰し奉るほどに、貴賤群集して、國中の御利益、殘る人なかりき、泉といへる處は、順德院の御陵なり、十苦を捨て、おもはさる遠島に、うつり給ひぬれど、朽せぬ御名残り有ければ、御十念し給ひて、

仁治三年九月十二日

七七七



くちはてぬその名は今もこけの下に君もむかしをさそなかなしむ、  
〔眞野宮文書〕波〇佐 眞野山皇陵記

〇上略、承久三年七月二十日、

(後鳥羽)

(順徳)

上皇、佐渡遷幸ノ條ニ收ム、一院は隱岐へ、新院は佐渡へ御幸の御別れの折からは、中々言の葉にもへ奉つりかたし、かたへの上臈たちに物とはせ給へは、隱岐の方は西にして、佐渡の方は北とやらんなどさゝやきなけきあひしを聞しめされて、さてはと月西山に傾き入れは、隱岐の島へ御ことつてせまほしく、雁北雲を凌ぎ來れば、佐渡の島に御事問まほしく、春の花秋のつゆ、いつれか御なみたの種とならざるはなし、(后藤原立子) 東一條の院のましませは、せめて佐渡の院の御形見と思しめせとも、此宮つねく、此島の事を御たつねなけかせ玉ふにそ、猶御もの思ひにいやまして、御なきのひまおはしませぬとそ、御うたたと遊はし、御文の通ひもありけれとも、山川萬里を隔てつれば、御夢路の通ひたに御心にまかせ給はねは、たゞ御泪のみぞ數そひおわしけん、又天皇此島にましく、都の事は申にや及ぶ、隱岐の御所、阿波の御所の御事思し召し出させ玉ひて、御慮も安からず、近來崇徳院、安徳天皇皆以て關東の我意にあわせ給ひ、今又かゝる御事なれば、御憤り深く、御物思ひも御むねにせまりまひらせしにや、おほしめしもわかせ給はて、御落涙の中に、

東一條后ノ御悲歎

上皇ノ御憤

憂世にはかゝれとてこそ生れけん理りしらぬ我なみだ哉

と、此御製貳百年の餘の今にいたつて、心もなき山かつ、情けもしらぬ浦人まで、ひそのせは、衣袖ぬれて、其時の御有さま思ひやり奉るも恐れある事ともなり、いにしへ金殿樓閣にして、玉の御うてな錦の御しとねたと傳へ承りしに、今はいつしか引かへさせ給ひて、松の木柱、わらの窓、それさへあるに、此ほとりは海岸に濤々たる煙の波岸を洗ひ、山谷に蕭颯たるはけしき風梢を渡り、實に旅人の御夢も見はてさせ給はず、春山友ましまさすして、麓に下らせ給へは、伐木丁々として御こゝろをいためまひらせ、秋夜燈ひ盡て枕をそはたてさせ給へは、鳴蟋唧々として、御むねをこかしおわします事のみ多からん、此里の入江戀の浦の水上に、今は堂の平といふ所に皇居をしめさせ給ひしとみへまいらせて、其御跡の物かなしくふりたるに、いつも秋の比御友となし給ひしか、後の世までの御しるしと語りつたへ侍る、嗟乎いかなれば、菱里の囚れ、會稽の辱めを御身ひとつにうけさせおはします、叡慮もあたやかにあわしまさる中にも、つねに御製とも遊はして、都のつてに定家卿や家隆卿に評しつかふまつれなと仰せのたまはせしかとも、御恐れありとて、兩卿も評し奉られぬよし、御つれく、の折から、春の花、秋の月に誘はれおわしまして、浦く、里く、叡

戀ノ浦堂ノ平皇居



仁治三年九月十二日

七八〇

覽あつて、かくいやしき鳥國にも、叡慮にとゞめさせ給ふ御事やおわしけん、もろこしの八景のやふにて、詩歌の御製をおわしける、其外風雅にてのたまはせしふるき跡國中にところくあり、すへに記し侍る、

舊記曰、元仁元年甲申六月(十二日脱カ)鎌倉權太夫義時死、

寛喜三年辛卯十月十一日、中院崩御、則奉稱八十三代土御門院、

延應元年己亥、二月廿二日、隱岐院崩御、則奉稱八十二代後鳥羽院、

仁治二年八月廿日、明靜法師逝去、即定家卿事也、

三小島三百首和歌  
上皇百首御製

眞野奥山以外ニ御幸アラセラレズ

或人傳へけるは、三小島三百首の歌を、隱岐の島と、阿波の島と、佐渡の島との事と、なん、その内に百首は、順徳天皇の御製、評は定家卿を奉られけると、かくて一院中の院も崩御ならせ給ひぬ、此國におわします天皇、叡慮いやましにうき事と思しめされけん、此眞野の奥山の御所より外に御幸ならせ給ふ事もなく、寂莫として星霜を送りおはしましける、籬れもる月、松ふく風、いと、御哀れを奏する計りなり、やふくと桂枝一枝に御力を命せられて、石澗の水に渴を凌かせ、荒原の巖に飢を忘れさせ給ひ、誠に應量一體の空しき事も思し出されず、萬丈の峯に登らせ給ひては、帝都の雲をしたはせ給ふに似させ給ひ、千尋の谷に下らせ給ひては、國

上皇ノ御覺悟

土の末をあやふませ給ふかと疑はれ、松か根まはら苔むしろ、叡慮をやすむ御事のおはしまさねとも、玄宗蜀土の御幸も、終に還幸の舞曲を奏し、孝謙平城の遷都も、再び重祚の祝賀を奉りし事もありしと御おほへおわせしに、春過ぎ秋更て、叡慮そ盡つる神風や、玉體次第におとろへさせ給へは、供奉の人々あわて悲み、東西に走り南北に望とも、さなきたに此島の御薬りつかふまつるものもなければ、いかせん方なき御事なるに、天皇うやうやくしくも神道無盡の理によつて、玄妙幽微なる無爲の化を守りおはしまして、かりに三寶の名を隔て給ふといふとも、陰極陽極の二の名にして、更に二物なし、是則阿字不生の内證にして、五相成身の形をうる、實に神佛は本迹の號にして、水波のことし、萬法唯一にして善惡併て自心の外一物なく、又去來今の異なし、人は天地に後れて又天地に先んじて死す、やぬる哉、生死は目前の浮名、安否は天然の定數そとおほされて、宇宙を書籍と見そなわし、四時の移り來るをしろしめし、日月を證明と思しめして、一體の立ち去らざる事を計らひおわしませは、忝くも自己心の神をまつり給ふに、なんそ隔て奉つる所あらんやと、かしくおほそ御さとりましませしけん、

言語道斷や雲の上をは餘所に見て眞野の入江に朽果んとは

仁治三年九月十二日

七八一



仁治三年九月十二日

七八二

と御製を残させ給ひて、聖壽四十六、仁治三年壬寅九月十二日、静然として神上らせ給ふとなん、則今の御廟に葬し奉つり、奉稱八十四代  
順徳天皇とそ、恐れある事ともなり、

維時文明十四壬寅年仲秋十二日誠恐誠惶謹誌、

佐州雜太郡真野山密林沙門某敬白

佐渡名所

名所

越の長濱	鹽屋か崎	戀の浦	雪の高濱	八幡の郷
郭公不鳴	國府の川	名子の織橋	越の高根	五月雨山
越の湖	すか原	初瀬川	三瀬川	龍王か崎
真野の入江	國分寺の入相	越の青山		

古老の語り傳へて曰

御隨身池の内藏人權頭清範、陵何れの所にか定め奉つらんと、天にむかひ誓を立て矢を放ければ、今の御廟にとまり給ひぬ、則謹而尊骸を納め奉り、松櫻を植置奉りぬ、又此國は北の果て、殊に離れ島なれば、末の世にいやしき國民とももの疑ひ奉る事

池清範御陵地ナ相ヌ

御木像ヲ刻ス

もあらんとてか、尊容を御長壹尺餘の木影を彫み奉りしを、此寺に今の世まで傳へ持奉る、内藏人御中陰事終り、御調度なとり納め、都へ歸り上られしと申傳る、  
但、此藏人は隱岐院の御隨身なりしか、隱岐の院崩御の後、此國へ渡り、天皇御終焉まで宮仕のよしなり、

同年十一月三日書之畢、

沙彌法慶

〔順徳院百首御製〕

黒點後鳥羽院、朱點定家卿判詞定家卿

百首御製判詞藤原定家春二十首

春 二十首

黒點朱點 風わたる春や氷のひまをあらみあらはれいつる鴉の下みち

黒點朱點 風わたる池の疎とけて、鴉の下みち踏顯る、由、首尾相叶、姿詞克調歟、

黒點朱點 今朝のまはひかり長閑にかすむ日を雪けにかへすはるのゆふかせ

朝陽雖屬晴、晚風猶吹雪をのよし尤宜候、但いささか存旨候由、先度申候、

黒點朱點 降つもる松の枯葉の深ければ雪まもをそき谷の陰草

枯葉の松深く埋みて、雪まの草遅く見ゆる心、溪草は下に埋れ、景氣あらはにうかみて、感情殊勝候、

朱點 なにはかた月の出しほの夕和にはるの霞のかきりをそ見る

仁治三年九月十二日

七八三



月のてしほなきわたりて、霞の限り遙にみゆる心、又殊勝候、

夢さめてまた卷あけぬ玉たれのひまもとめてもにほふ梅かえ

珠簾未卷、羅幕猶垂、梅氣求際、枕席帶匂の由、其心妖艶、其詞美麗候、

高島や跡川柳風ふけはぬれぬしつえにかゝるしら浪

此第二句廢忘不覺悟候始末、隔凡俗到難單候、

朝みとりかすみの衣吹風にはつるゝ糸や玉の結柳

霞の衣風に亂て、柳絲玉をつらぬく心、見ところおほく候歟、

夕がすみ消行雁や雲鳥のあやをりみたる春の衣手

かすめる雁の翅、雲鳥のあやをみることは、心殊にめつらしく候、

かへる雁なみたや秋にかはるらん野邊はみとりの色そ染行

荻の上の露にかはくみとりの野へを染る由、又古來談し殘し候ける風情、興味無極候、

あき風に又こそとはめ津の國の生田の森の春のあけほの

生田の森の秋歌、清胤僧都か弟子多く耳滿候へと、春の曙始て驚、愚眼催感情候、

花鳥の外にも春のありかほにかすみてかゝる山の端の月

鶯花の樓閣錦繡の山河に非すとも、臘月の景氣如霞の幽趣、見所まさる歟、

雪とのみふるの山邊はうつもれて青葉も花のしるしなりけり

雪とふるの山はうつもれて、青葉をはなのしるしなる心、珍くその興候歟、

散まよふやまの櫻をこきませてぬきもとゝめぬ瀧のしら糸

四方の櫻をこきませて、ぬきもとゝめぬ瀧の白糸と、面頰又艶に、見所をほく候歟、

むすひあへぬ春の夢路の程なきに幾度花の開てちるらん

深更夢中開落花、色一生八句之夢、紅榮黃落之悲思ひよそへられ候て、潯陽之青衫墨流に

あらたまり候、

春よりは花はいくかもなき物をしるてもおしめ鶯のこゑ

かやうにやすらかにもとめいたしくさりつゝ候はても、三代集以上の姿は候物を、誰

もかたはくるしくこのみ候翼、かゝる心の候へかし、

ちくま川春行水は澄にけり消ていくかの嶺のしら雪

西行法師か清瀧川、うるはしく仕候由、年來思給候、春行水はすみにけり、きえていくかの

みれの白雪、美麗の姿、雲隔候けることを、誰もつかふまつらす候、面白く候、

蘆鴨の羽かひの山のはるの色そみとりましらぬ岩つゝし哉

はかひ山青羽にあらはれ候はて、紅鷺躑のましらぬ色に聞候、殊染心肝候、



仁治三年九月十二日

七八六

朱點 河の瀬に秋をや残す紅葉はのうすき色なる山ふきの花

もみちの薄色、古來款冬に讀殘置候、不可思議候、

黒點朱點 かけしあれはをられぬ浪もをられけり汀の藤の春のかさしに

五句非新造、風情始出來候、如此事難有令悦目候、

朱點 なげや鳴け忍ふの森の呼子鳥つゐにとまらぬ春ならずとも

終にとまらぬ春ならずとも、又三月盡よみ殘し候ける、毎度驚愚眼候、

夏十五首

夏 十五首

黒點朱點 山しろの常磐の森は名のみして下草いそくなつは來にけり

下の句又珍重候、

黒點朱點 誰しかもまつのを山のおふひ草かつらに近く契りそめけん

此初五字、亡父の説、他門之説相違候、今度出來候、且面目候、

夏の日の木の間もりくる庭の面に影まて見ゆる松の一しほ

風情又興味候、終句其深趣、於愚意近來纏取之子細候之間、先度令披露候、

黒點朱點 今こんといはぬ計そほとゝさす晨明月のむら雨の空

景氣又如當眼路候、

朱點 五月雨の雲(おイ)まに高き郭公月のかつらの影したふらし

交霖雨之暗雲、暮桂月之清輝、姿詞高而難及候、

朱點 さみたれはまやの軒はも朽ぬへしさこそ浮田の森のしめ縄

さみたれのまやの軒端、もりのしめなは、ともにふり渡る事に候へ共、同し注連繩も、かく引なしめつらしく候、

朱點 岑の松入日涼しき山影のすそ野の小田に早苗とるなり

入日の山陰、すそ野のさなへ、これも取なれば、氣色をまして候、

黒點朱點 ともしして今夜も明ぬ玉くしけ二村山の岑の横雲

五句卅一字、透逸如擲玉、光明照耀殊勝候、

朱點 蚊やり火の煙は人のしわさにてをのれ曇ぬ夏の夜の月

けふりは人のしわさ、又新造珍重候、

朱點 曉のはまての鳥もいたつらになかぬ計に明るしのゝめ

なかぬ計にあくるしのゝめ、是も新承始候、

黒點朱點 夕霞棚引山の春よりも色の千種にさけるなてしこ

春霞かすみていにし雁か音、讀上候時、似胡歌増興候、色の千種の石竹尤可然候也、殊勝候、

仁治三年九月十二日

七八七



仁治三年九月十二日

七八八

朱點 限りあれは富士の深雪の消る日もさゆる冰室の山の下柴  
富士の雪、水無月の望消る心、冰室風情、又催感興候、  
村雨の雲吹結ふ夕風に一葉つゝ散玉のを柳  
玉緒柳、子細先度令披露候、

黒點朱點 (にイ) 夕立の雲も先立山風に秋になひかぬ草の葉そなき

黒點朱點 山風雲にさきたち草ば秋になひく景氣、又如眼前候、  
見そきする加茂の川波ゆふかけて糺のもりに日くらしの聲  
此すかた又同前候、

秋二十首

秋 二十首

黒點朱點 時しもあれ秋なき色も年なみに半こえ行末の松山

末の松山年なみなかはこえ行心、又古き物の具新き財となり候、

小男鹿のつれなき妻も有物を待をうらみの星合の空

待をうらみの星合、殊勝候、

黒點 秋風や千草なからに亂るらん花さきかはす宮城のゝ原

みやき野の原、千種の花亂れあへる景氣、又美麗候、かはすの詞、於愚意聊存旨候、

朱點 人ならぬ岩木も更に悲しきはみつの小島の秋の夕暮

此卅一字、又毎字難抑感涙候、拔群最上候歟、

黒點朱點 爪木こる遠山人は歸るなり里迄をくれ秋の三日月

山樵之歸路、織月の微光、面影殊優艶候、

黒點朱點 (外山イ) はし鷹の鳥屋野の淺茅踏分てをのれも歸る夜(秋イ)の狩人

上下の句相叶、始末の詞相應候、

朱點 秋風の枝ふきしほる木の間よりかつく見ゆる山のはの月

委詞寔にうつくしくつききて、御歌の詞、時の景氣、かくこそあらまほしく候へ、

朱點 追風に棚引雲のはやければ逝くとも見へぬ秋の夜の月

たなひく雲のはやく過て、晴間の月靜にすめる心、又染心肝に候、

朱點 月見よと軒はの萩の音せすはさても寝ぬ(脱カ)秋のねさめを

軒端の萩にもよほされて、床の月影寝さめさひしき心、上臈の空牀、四五百廻昔の事まで

おもひやられ候、

黒點朱點 白露も雁の涙も置なからわか袖そむる萩の上風

もる山の露時雨にはあらで、間近き袖の色は萩吹風の音にそめらしるこゝろ、殊にめつ

仁治三年九月十二日

七八九



仁治三年九月十二日

らしく艶に聞へ候、

黒點朱點

山鳥のうらみも秋やかさぬらん八重立霧の中のへたてに

遠山鳥の尾を隔つる恨も、秋は八重立霧に重なるらし、詞のよせ理りも、かくこそ候へけれ、

七九〇

黒點朱點

ふし侘る籬の竹の長さ夜に猶置あまるあきのしら露

まかきの竹ふしわふる長さ夜に、秋の露猶をきあまれる心、殊に心肝に染と申も、君は千代までの同事にや候覽、

黒點朱點

山里は軒はの松を吹からに虫の音ならぬ秋風そなき

野原の月よりも、行宮の月は色かはり、蓋のおもひよりも、松臺の風は聲恨みて聞え候理りに、をしなへて、人の秋もこゝろつらかるましくや候らん、

黒點朱點

更科や山のあらしも聲澄て岐蘇の麻衣月にうつなり

なくさめかぬる山の色、月のもとに持す候覽、碓の音、星の前の雁のつはさよりも、飛立ぬへくや候覽、

黒點朱點

霧晴れは明日もきてみん鶉啼岩田の小野はもみちしぬらん

朱點  
風になひく雲の行衛に時雨けりむらく青き木々のもみち葉

朱點  
一目見しとをちの村の楮紅葉またもしくれて秋風そふく

黒點朱點  
谷深き八尾の控幾秋の時雨にもれて年の経ぬらん

以上四首詞、花加光彩、景氣銘心腑、每數催感興候、

黒點朱點  
幾とせの秋の別にをくれ居て降そふ霜のきゆる夜もなし

五句相續、每字殊勝に候、

冬 十五首

黒點朱點  
諸人の花すり衣ぬきかへて袖にこき入し形見たになし

櫻色の衣はかへうき習耳なれ候へとも、紅葉こき入れしかたみは、是や始にて候らん、

黒點朱點  
鐘の音の霜と成行明かたや蓬か露も冰り初けん

豊嶺の鐘動霜閑庭の露も氷寒夜の景趣、又以薄意染肝候、

黒點朱點  
冬來ても猶時あれや庭の草こと色染るやまのあらしに

隨紅嵐之聲、變紫草之色、又以美麗候、

黒點朱點  
みむろ山秋のしくれにそめかへて霜枯のこる木々の下草

時雨の木の葉色をとろへて、霜の下草かへりて顯れたるも、冬の山の氣色思やられ候、

仁治三年九月十二日

七九一



仁治三年九月十二日

七九二

吹風も幾度道によはるらん見る霜かれのむさし野の原

朱點 皆霜かれの野原、風の聲さへよはれる、盛衰あはれに聞へ候、

清見かた雲もまかはぬ波の上に月のくまなるむら千鳥哉

朱點 清見かた雲もまかはすさへ渡りて、千鳥の月にかける翹計、くまになれる佛うかひ出て候、

みたれ芦の葉末の月のさゆる夜は忍ふにすれる鶴の毛衣

黒點朱點 亂葦の陰に、鶴の毛衣のしのふすれる風情も、かきりしられすやあらん、

あしの葉にかくれてすまぬ炭竈も冬あらわれてけふりたつなり

朱點 芦の葉にかくれぬ宿も、冬顯るゝ煙、深き跡にも立まさりてや候覽、

山嵐の霞吹しく篠のうへに鳥ふみまよふ今朝の狩人

朱點 霞吹しくさゝの上、芹河の行幸の日もおもひやられて、興感ふかく候、

駒とめてしはしはゆかし八橋のくもてにしるき今朝の初雪

朱點 八橋の雲手説々多く候へと、古歌にも詠來候、近年しるきと申詞、あしかるへき事には候

はれとも、末生初學の人、毎歌詠の故、あまり満開へて厭却の思候、

吹拂ふ雪けの雲のたえくまろける月の影のさやけさ

黒點朱點 景氣又現形、殊勝候、

甲斐か根は山の姿もうつもれて雪のなかはにかゝるしら雲

朱點 雪の半殊にめつらしく候、山の姿、建保の比、秀歌とぞ聞得候き、

なかめやる里たに人の跡たえて野中の松に雪はふりつゝ

朱點 野中の松、雪は面影あはれ深く候、

とりかさす日影のかつらくりかへし千代とそなたふ神の御前に

日蔭の鬘、千歳の聲、句々其興候、

里わかぬ春の隣になりけり雪まの梅の花の夕風

黒點朱點 里わかぬ春の隣、讀殘し候ける風情うつくしく候、

戀十五首

戀十五首

茂山もふかく入てそしほなる浅茅か露のかゝらすもかな

朱點 茂山もふかく入てそしほなる浅茅か露のかゝらすもかな

いかにせん奥もかくれぬさゝかにのあらはにうすき人のこゝろを

朱點 猶ふかき奥とはさけと逢事のしのふにかさるこひの道かな

ひるはくるとを山鳥の契りたに長きおもひにみたれてそぬる

黒點朱點 四首皆妖艶美麗候、

偽のなき世なりとも如何かせん契りてとわぬゆふくれの空

黒點朱點 仁治三年九月十二日

七九三



仁治三年九月十二日

此夕猶拔群最上候、

七九四

契らすな人を見る目のよそなからこゝろのうらに袖ぬらせとは

見るめのよそなから、心の浦にぬる、袖、殊勝に候、

たつねてもみぬめの浦にやくしほのけふりはそれと人もたのまし

みぬめの浦の烟、又同前、毎度事、還無念に候歟、

鳥の音のあかつきよりもつらき哉をとせぬ人の夕くれの空

晨鷄再鳴、征馬頻嘶て、いきて別し曉の怨みよりも、道行人も跡たへ、そらとふ雁も昔信ぬ、雲のはたてのつれなき、猶増りて候、薄暮の心底をせめ、肝にそみ候、

逢と見て覺る夢路の名残たに猶惜まるゝあかつきの空

雲に袖まさほさん人も哉とひくる月は涙そふとも

夢路には通ひてしほる袖たにも人のなみたのぬらしやはする

さるやらぬならばし物の心見よ玉の緒計幾世經ぬらん

雲井にも誰か關守のまもるらん通ふ心の中の隔ては

五首一々に妖艶、いづれと申かたく候、

月も猶みし面影は替りけり泣ふるしてし袖の涙に

不似昭陽花裡看、かはる光りも深きためしに候へと、泣ふるしてし袖の涙、猶古今向後無二  
比類一候、

暮をたに猶消恠し在明の深き別に成にける哉

深き別になりにける哉、又銘肝入骨甚深、無二双候、

雜十五首

雜 十五首

御芳野の瀧の白淡落たぎりふく共風の聲も聞へす

瀧の白あわの響に、山風の聲もけたれたる由、山中景氣、又殊勝候、

夕附日山のあなたになるまゝに雲のはたてそ色替り行

夕陽入山、晚雲變色のよし、又如眼見候、

暮す共禁の里に宿からん夜るやはゆか山陰道

すゝわくるしのにをりはへ旅衣ほす日もしらぬ山の下露

宿をかる夕へ、臉に趣く朝、たとりくくに心肝にそみ候、

馴にける蘆屋の海士も哀なり一夜にたにもぬるゝたもとを

筥屋かた枕なかれぬ浮寝にも夢やはみゆる荒き濱風

蘆屋の一夜、はま風のとまや、數毎にいづれと申かたく候、

仁治三年九月十二日

七九五



仁治三年九月十二日

黒點朱點

いつ出舟追風早く成ぬらん三保の浦半によする白波

黒點朱點

みなの浦半のいつ出舟追風のはやさも及へき物なく候、

黒點朱點

鹽木つむ海士の小舟そいそくなる心とたゆむ宿の煙に

黒點朱點

みるめほす濱の真砂の白妙に日影もなひくをみの浦風

黒點朱點

白妙の濱にみるめほして、山藍にすれるをみのうら風、詞の色も双なく候、

黒點朱點

かつらきの神や心に渡すらん明てとたゆる夢のうきはし

黒點朱點

又下句殊勝候、

黒點朱點

秋風のうら吹かへすさよ衣見はてぬ夢は見るかひもなし

黒點朱點

定文がくすのは、さよ衣にてこそ、色まさりて候へ、

黒點朱點

かけるふは命かけたる夕露に玉の緒長き脚の糸筋

黒點朱點

聞度に哀と計いひ捨て幾世の人の夢を見つらん

黒點朱點

陸士衛四十の歎逝、密友不半在、老桑門八句之懐舊、故人悉凋落、心中殊に難忍候、

黒點朱點

くる、まも頼む物とはなけれ共しらぬは人の命なりけり

黒點朱點

至愚惘然の思、始覺悟候、

幾千代の陰とか神も契りけん布留の社の杉の下風

○御陵修理ノコト、延寶六年九月十八日ノ條ニ、孝明天皇寶塔御奉納ノコト、弘

化三年四月ノ條ニ、御陵修理、真野宮創立、水無瀬宮へ御還御ノコト、明治二年二

月ノ條ニ見ユ

〔参考〕

〔真野宮文書〕

乍恐謹言上

真野寺創立

一佐州雜太郡醫王山國分寺の門徒同郡真野山真輪寺者、仁王六十二代村上天皇御

宇天曆年中之御草創、本尊者阿彌陀如來、別當並衆僧十二防を被居置、爲天下御安

全、毎日之入堂勤行無懈怠、殊勝成靈場に而御坐候事、

一仁王八十四代の帝順徳院、承久兵亂之時當國へ被爲成遷幸、真野山に御在居、二十

餘年之春秋を送り給、終に於彌陀堂に仁治三年九月十二日成崩御、即奉葬真輪寺

境内、築陵立石碑、纔に御法事有之由致傳承候、其御舊跡于今相殘申候御事、○下略、

延寶六年九月十八日ノ條ニ收ム、

仁治三年九月十二日

本寺國分寺 賢教

阿彌陀堂ニテ崩御



御奉行所

〔佐渡志〕

古蹟 皇陵

○上略、承久三年七月二十日、順カクテ二十二年ノ春秋ヲ此國

ニ送リムカヘタマヒテ、仁治三年壬寅九月十二日崩御アリ、御隨身後池藏人權頭清  
範淨地ヲトシテ、泉澤トイフ所ニ陵ヲ營シ、

御遺骨入  
洛ノ後御  
佛事ヲ營  
ムベキ御  
遺詔アリ  
トノ説

經塚

或記ニイフ、上皇崩御アリシカトモ、御遠所ニテモ京都ニテモ御佛事ヲ營マス、御  
骨入洛ノ後ニ至リテ執行ハルヘキ旨御遺詔ノヨシヲノセタリシカハ、此國ニテ  
煙トシ奉リ、明ル寛元元年五月十三日、新院御骨ヲ大原ノ法華堂ノ側ニ納ムトア  
リ、大本清範ソノ御灰ヲ集メテ陵ヲイトナミケルヤ、マサシクハ尊骸ヲ、サメタ  
ルニハアラサルナルヘシ、今ノ陵ノ南ニアタリ、經塚ト云山アリ、甚嶮峻ニシテ常  
ニ人跡ヲタツ、ソノカミ清範地ヲ撰テ、此山ノイタ、キニ、上皇ノ御宸翰、マタハ御  
誦讀ノ御經等ヲ焚テウツメ、マタ此國邊陲ノ土地ナレハ、年經テ里人御舊跡ヲ疑  
ハンコトヲ畏テ、ヲ、ケナクモ小サキ尊像ヲ彫リ奉リタリトテ、今ニ眞輪寺ニ崇  
メ傳ヘタリ、

御陵ノ事

陵ノ事ヲハ國分寺ニ總司トラシム、是往年遷幸ノ時、彼寺ヲ以御坐所トナサセタマ

ハ國分寺  
ノ管理

ヒシカ故ナルヘシ、遙ニ年經テ陵モ荆榛路ヲ遮リ、淺間敷ナリ行シヲ、延寶七年己未  
國司曾根五郎兵衛吉正關東ニ申旨アリテ、新ニ五十間四面ノ地ヲ寄附セラレ、國分  
寺ノ末寺眞輪寺ヲ以護リトス、年代記或人ノ家ニ、上皇ノモテアソハセタマヒシト云  
御扇面御釣花瓶アリ、何レモ疑ヘキニアラス、委シクハ圖ヲ見テ知ルヘシ、○圖

承仕屋敷

按スルニ、今陵近キアタリニ林ノ江ト云所アリ、百姓七家アリ、昔シ供御料ノ百姓  
ニテアリシ由ヲ傳ヘテ、コノウチ二人、御宮仕セシ者ノ後ナリトイヒ傳ヘテ、今ニ  
承仕屋敷ト呼テ、二人ノ者カ家アリ、毎年ノ正月眞輪寺ノホトリナル彌陀堂ニ門  
松ヲ立ルコトナリ、此彌陀堂ハ古ノ堂ノ平ノアタリニアリシカ、炎燒ノ後眞輪寺  
ノ近キニ移セシト云ナル、

諸書御葬  
地ヲ關ク

〔山陵志〕

一 順德陵、在佐渡雜太郡之眞野山

後中記、平戸記、正統記、增鏡、紹運錄、要記、百  
錄、鈔、並云、帝崩於佐渡、百錄、鈔、紹運錄、要記、

又載、收遺骨遷于大原、  
法華堂、然皆關葬地、按、諸書並皆關葬地、以其收骨歸京也、雖然眞野山至於今、奉陵寢  
之祀、不敢弛廢云、若讀岐阿波諸陵亦皆爲其國人畏敬、則邊鄙淳朴之風、此大可愛矣、

〔國幣社及御陵墓關係綴〕

○新潟縣  
廳所藏

相川縣管内佐渡國眞野村順德天皇尊像其外

之儀ニ付窺書

佐渡國眞野山順德天皇御本社新營之儀相伺候處、御詮議之品有之候間、追而何分之



仁治三年九月十二日

八〇〇

池野清範  
尊像ヲ刻  
シ國分寺  
ニ安置シ  
奉ル  
尊像ヲ眞  
輪寺ニ移  
シ奉ル

可被及御指令御火葬所之儀ハ云々御指令有之候ニ付以前紙皇陵總構御修營之儀ハ相窺候然ル處仁治三年九月天皇崩御後御隨從池野藏人清範○眞野宮文書ニ池尊像ヲ刻シ國分寺ニ安置シ奉ル眞野村眞輪寺江奉徒御多年緇徒江奉仕委任いたし置候處御一新之際右眞輪寺儀復飾之上神道奉仕之儀願出候ニ付其以來假ニ奉仕爲仕罷在則當今尊像ハ元眞輪寺本堂之内假ニ被爲遊御鎮坐候ニ付更ニ清淨之地江不奉祀齋候而は不堪惶悚次第ニ而既ニ神祇官よりも兼而御指令有之旁御本社新營之儀相伺候儀ニ付實地御洞察之上可罷成は格別御手重に無之共淨地江新營徒御之御指令被成下候様仕度乍然御僉議之次第ニ寄自然御新營無之儀ニ相成リ候ハ尊像之儀東西兩京之地可然御場所江御移徙にも相成候様仕度就而者御全體詳細以別紙申上候且皇陵暨尊像奉仕人之儀も右之通無際限仕置候而は御崇仰筋關係恐悚不少奉存候間外々御振合を以可然御所分御坐候様仕度其他二十八年前弘化三丙午年孝明天皇思召を以仁和寺宮より順德天皇御陵江御納相成候寶塔有之御品柄とは乍申神典相當不仕哉に付前條御由緒も有之候間國分寺村國分寺江相納置候様にも可仕哉右等之件々至急御指令御坐候様仕度依之別紙相添此段相窺申候以上

尊像ヲ東  
西兩京ノ  
中ニ移サ  
ントス  
孝明天皇  
寶塔ヲ御  
陵地ニ建  
テ給フ

明治六年二月

相川縣權參事加藤敬頼  
相川縣 參事鈴木重嶺

教部長官宛

順德天皇尊像

總御丈凡三尺貳寸餘 但御臺共

御座像丈ケ凡壹尺九寸餘 御幅凡貳尺餘

御冠長凡六寸程 御臺高サ七寸餘

右者御隨從池野藏人清範奉刻候趣申傳罷在候

右尊像御背中ニ鎮坐奉ル尊像

御立像御丈凡六寸程 御幅凡貳寸五分程

右者天皇御自作之由も申傳候得共確證者無之尤至而年古キ尊像に而木質

枯朽御衣體等慥に相分兼御冠者不被爲召哉に被相伺申候

右之通候也

明治六年二月

相川縣權參事加藤敬頼

仁治三年九月十二日

八〇一

尊像ノ寸  
法

尊像ノ御  
背ニ鎮坐  
ノ尊像

御冠ヲ召  
サレラレ  
ズ



仁治三年九月十二日

八〇二

教部長官宛

相川縣參事 鈴木重嶺

順德院天皇御分靈御祀齋之儀に付伺書

御像ハ水無瀬宮ニ納メラル  
天皇ノ御德澤ニヨリ佐渡ノ國俗改善ス

順德院天皇還幸之式被爲行候に付、當管内佐州眞野村に御鎮座被爲在候御尊像者、攝津國島上郡廣瀬村水無瀬宮江御還遷被仰出、然處國中之人民とも、六百二十餘年親しく御尊崇申上候御尊像之儀に付、御追慕之餘、別紙懇願書差出、右書表委詳陳述之通、北陸之海國邊鄙挾小申迄も無之候得共、州俗に至り候而者、粗倫理を辨へ、言語動作に頗俚弊を脱し候儀も不少、右者曩昔天皇御在島中、至大之御德澤に浴し、漸次開化したし候明徴今日に發見、國中之人民積年無疆之御洪恩奉酬之期も無之、因而永世是迄之如く御崇敬奉申上度衷情より興起いたし候儀に而、至當之願意と奉存候、○下

〔眞野宮所藏文書〕○佐渡

皇陵奉仕人

眞木山豊樹

社號ヲ眞野宮ト稱シ奉ル

順德院天皇御分靈御社之儀、今般教部省指令ニ寄、縣社ニ御位列、御社號者眞野宮ト奉稱候條、此段申達候事、

明治七年八月二日

相川縣印

眞野宮祭神

〔相川縣佐渡國神社明細帳〕○新潟縣 眞野宮

一祭神順德院天皇

社殿下段左右へ祭祀

北野神像

右ハ曩昔順德院天皇御自ラ祀ラセ玉ヒ、御親愛アリシ神像ニツキ、明治九年

新宮造營之節、伺濟ノ上配祀ス、

日野神靈

右ハ故權中納言日野資朝卿ノ忠魂ヲ神位ニ崇齋配祀ノ儀前條同斷、

由緒

一由緒 順德院天皇承久三年辛巳七月御遷幸、仁治三年壬寅九月十二日於當國崩御ノ後、隨從池野藏人清範御像ヲ刻シ、玉冠ト共ニ雜太郡國分寺（村脫カ）ニ安置シ奉リ、御祭祀ノ儀、皇陵ノ奉仕ト併セテ該寺へ委任ノ處、其地皇陵ヲ距ル遠ク奉仕ニ不便ナルヲ以テ、同寺末寺同郡眞野村眞輪寺境内ニ於テ、同寺末寺十間ニ六間

仁治三年九月十二日

八〇三



仁治三年九月十二日

八〇四

御靈代ト  
シテ御殘  
シノ御劍  
ヲ奉ジ神  
社ヲ建ツ  
眞野宮ト  
稱ス

半ヲ造築シ、年代不詳、御尊像ヲ安置シ奉リ、御祭祀ノ事ヲ眞輪寺ニ付托ス、明治二  
年五月上申ヲ經、改テ神道ヲ以テ奉仕ス、同六年御還幸ノ御達アルヤ、該地人民御  
餘澤追慕ノ衷情ヨリ、出願ノ上、元御鎮坐ノ舊跡へ御宮新營、五月御尊像御還幸ノ  
際、御靈代トシテ御遺劍御殘シニ付、有志釀金ヲ以テ造營ノ工ヲ起シ、同九年五月  
ニ至リ、全ク功ヲ竣フ、

但明治七年七月上申ヲ經、縣社ニ定メ、眞野宮ト改稱ス、

〔古社寺取調書〕

○新潟縣廳所藏  
明治二十八年七月

眞野村長書上節錄

縣社眞野宮、祭神人王八十

四代順德天皇、配祀菅原道眞朝臣、日野資朝朝臣、

眞輪寺ハ  
廢セラレ  
眞野宮ト  
爲ル  
明治天皇  
下賜ノ御  
劍ヲ奉祀  
ス

當眞野宮ノ創立ハ明治元年十二月ニ在リ、池野藏人ノ作ナル承久帝ノ御腹籠御像  
ヲ、天曆五年開基ノ眞言宗眞野山眞輪寺ニ安置シ奉リ、御宸翰御玉冠等ヲ相傳セシ  
ヲ、維新ノ際、神佛混淆ヲ禁セラレ、眞輪寺ハ廢寺トナリ、更ニ眞野宮ト改稱セリ、其際  
御宸翰御玉冠等ヲ、證憑物トシテ其筋へ差出シタルニ、其儘還附無之、其節取扱ハレ  
タル官吏ハ、佐渡縣權判事奥平謙助ナリキ、承久帝ノ御腹籠御像ハ、明治七年五月十  
日、攝津國島上郡官幣中社水無瀬宮へ御還幸アラセラレ、同時、(明治天皇)今上天皇陛下ノ御手  
ツカラ、御分靈トシテ下シ賜ヒシ御劍ヲ、奉迎使從二位勳四等伯爵式部權助橋本實

眞野宮ハ  
御分靈

梁殿御勸請アラセラレタリキ、同年八月、教部省指令ニヨリ、相川縣ヨリ縣社ニ列シ  
眞野宮ト稱シ奉ラレタリ、同九年六月四日、宮殿御造營落成セリ、

眞法院

〔佐渡風土記〕上 眞法院莓梅井二見村鶯宿梅之事

莓梅ノ由  
緒

一和泉より四里餘阻り、東に梅津といふ村あり、爰に眞言宗眞法院あり、此寺に莓梅  
の名木あり、此木の由緒は、新院或頃御幸あるの時、梅の枝を御手して、假に土へ御  
さし遊はしけるに、其後根弘こり、枝葉次第にはひこり、五百年の後も、花咲事爾、今  
絶す、甚老木たり、木の根四尺餘の高さに、巡りに石垣を築上げ圍ふ、夫より上身木  
半迄、青き物を以包みたる様にあつく苔むして、都てみき見へす、莓をはなれて榮  
へたり、枝は傘を開きたる如し、花は白きにうす紅なり、扱、梢の花うつろひかたに  
なれば、元へ歸り、莓の中より飛くに蒼生して、花咲なり、さなから莓にはな咲か  
如し、是を名付て莓梅といふとかや、又皇此所へ御幸有つる故に、此邊のもの、自然  
と梅津院と申習しける、又二見村百姓の庭に古木の梅あり、花は八重に白ふ匂ひ、  
香甚深し、此梅の由緒も、皇往昔御植分遊しと申傳ふ、一輪花さけは、其跡にとまる  
實、三ツ四ツ也、當國にてはふしき成梅也、名付て鶯宿梅と申也、他所へ糞穗を取、又  
は實植なとして、類木を求めんとすれども、枝葉出來す、依て此梅二見村に限るな

鶯宿梅

梅津院

仁治三年九月十二日

八〇五



仁治三年九月十二日

り、又皇御植遊されしと申事、偽説有ましきや、二見地御叡覽ありて、名付給ふなれはにや、かくて新院崩御の後、御遺勅に、我を葬ならは、眞野山におさめ、南面にすへし、都の方なれはなつかしと宣ふ、故に、尊骸を眞野山に納め奉り、御廟を南向にす、末世の印とて、其時植たる松あり、老木なれば、枝四方に垂て、土につく、其内にも取分南へさす枝、勝て長く弘こり、樹も又次第に南へ傾く也、されは南へむけよと御遺勅有しは、疑ひなき様し成へし、<sup>(子カ)</sup>扱、御廟の前に古き石碑あり、苔生して文字消て見へず、御廟の事、今世公儀より御寄附の地有り、末に圖を出す、<sup>略ス</sup>御廟より上二丁計り阻り、船石有、其形船のことし、御在世の時召れたる舟とて、右へ捨置たれば、石に成けるとそ、白みありて、打ては響く音ありて、張ぬきの如し、御陵は國分寺村國分寺守り奉る、今は御陵遠き故に、國分寺の末寺眞野村眞輪寺守之奉る、此圖は去る延寶七年未六月、當國の御奉行曾根六郎<sup>(正吉)</sup>兵衛様之時、近邊の田畑を埋め、四方に圍ませ給ひける也、

當國名所略記之事并歌

越松原

一越松原 不添森トモ云、雜太郡にあり、所は今八幡村より國府川へ行左右之濱也、昔は松原にて、中に往還の道有し、今は其跡計也、又八幡郷内に、順徳院皇居之跡有、則

右の松原に近し、今も残り、

(藤原) 信實卿

鹽風にえやはむかはん枝も葉もそむきて立る越の松原

順徳院御製と申傳ふ、

なけはさくきけは都の戀しきにこのさとすきよ山郭公

それより郭公鳴ぬよし、其後日野中納言資朝卿歌にて、郭公なくよし申傳ふ、

聞人も今はなき世そほとときす誰をしのひて過る此里

一眞野 同郡に有、所はいにしへ竹田村の内たり、今は眞野村といふて、一村也、入江

を讀り、風景一入の所也、村の上に順徳院の御廟所有、委細は前に有、御船も此所に

着、御製

おもひきや雲の上をはよそに見て眞野の入江に朽果んとは

戀ヶ浦

一戀ヶ浦 同郡に有、所は澁手村の浦也、三里餘の入海に續き、則眞野の入江并ひたり、風景も又同じ、此所へ御船着岸の時、御製

いさゝらは磯打波にこと問ん沖のかたには何事かある

或説に、隱岐院の御事をかなしみ給ひ、戀忍ひ給ふ故に、戀か浦と申すとかや、沖

仁治三年九月十二日



仁治三年九月十二日

八〇八

草苧里

一草苧里 所は羽茂と申傳ふ、順徳院御製有、  
草かりの里を尋て來しかとも駒に物こふあるしなけれは  
順徳院御製と申傳ふるを猶書出す、

御サスガ

此國へ御遷幸の折しも、御船より上り給ふ迎御さすかを海へ落し給ひて、  
東のまも身をはなたしと契りしに水の底にもさや思ふらん

御扇  
御花生

と遊はしけれは、御さすがおのれと浪にうかみ、御手にいりける、扱、さすか當  
國役人本間何某方に傳り、爾今有、又其家に皇此國御在世の程、御手にふれ給  
ひたる御扇御花生も于今あり、

稗ノ粥

皇ある頃まつしき百姓の家へ御立寄給ひ、玉腰を御かけ遊されし折から、主  
の姥、竈の火を焼、何とはしらすあつ物にしけるを御覽なされ、それは何とい  
ふ物そと問はせ給ふ、姥これは稗のかゆと申て、いやしきものゝ食事にて候  
と申けれは、まろにも進めよとありて、御心味あそはして、  
是ほとに身のあたゝまる草の實をひへのかゆとはいかゝいふらん  
皇ある時、眞野の入江に御船遊ひありけるに、磯菜をとり、あつ物にして捧げ

三盃菜

かは、召上られ、御心よしとて、三度迄御好み給ひける、是より、今の世まで、此浦  
の磯菜をは、三盃菜と申て名物たり、  
又御製とて申傳ふ、  
かたならば藻鹽焼とも思ふへきおきに焼火の煙成らん  
考ふるに、此歌も隱岐國を思召やられての御製にや、焼火權現立給ふ國なれ  
は也、

〔佐渡日記〕

眞野の陵は、濫手の浦の民家を離れ、山に寄つて入る事十餘町、資朝中  
納言の戮せられし跡は、國中てふ所にて、今は田中也、順徳帝の陵を拜す、是は鎌倉の  
北條か爲め、舟にて放れ給ひて、照日の御形を、忽ち兎籠る島に降し奉れば、兵本間三  
四郎是を預り奉り、堂の平の小松が本に、草敷き木を伐りて假の宮所を置く、折節の  
御手遊びに、白菊の殊に清げなるを苑に取りて、名を都忘れと召されしとぞ、此花如  
何計御心を助け奉りしにや、扱續々に其根絶えず、今も秋毎に咲出づめりと、斯れは  
都忘れずと云はんも、又懐かしき一つならし、

花に感あり今更何を忘れ草

丈雲

此島に遷り在す世の御暇も稍廿餘年、常に還幸を御心に願ぎ在し給へばこそ

仁治三年九月十二日

八〇九



仁治三年九月十二日

八一〇

思ひきや雲の上をはよそに見て眞野の入江に朽はてんとは  
と詠ませ給ひつれ、是は磐隠れの御歌とや、かくて殯の宮に設け奉らねば、御喪室の  
宿直とても、池の藏人のみ、寸心國王に報じ、仙骨を眞野の岡の邊に葬り、松櫻標はか  
りに植え、櫻は朽ちて葉、松は五百年を變へず、枝葉悉く都邊に懷き古りたり、烏蛇衣  
を掛け、白鷺かつらを落し、土俗牛を繋ぎ、馬を放ちて周圍を穢し、彌仙骨を恐れざる  
に至る、今を痛くや聞し召けん、大樹諭命ありて、嚴しく荒垣結ひ及び、方五十間松櫻  
移し植られ、非禮を禁しめられしより、あやしの奴までも、御廟の松とて敬し奉る、凡  
は言も傳ふれば漏らしつ、掛まくも畏こければ、

啼く蟬も腸あらばたえぬへし

曉臺

日も暮方、眞輪寺に言寄れば、聖情ありて一夜止む、抑も此眞輪寺は、假に二年皇居あ  
りて、其後堂の平に移し奉るとぞ、中頃上杉が亂に罹つて、寺門一旦破壊すと云へれ  
ど、破れたるを補ひ、再び止觀の法窓を開き、永く御廟の洒水を勤む、されば小縁の精  
舎ならず、猥りに臥所定めんこと、頗る恐れあるに似たり、夜坐閑につきて簾前を見  
れば、露は玉を碎きたる様に、草の上にも散り石にも散りて、山よりぞ先冷かなる、危  
しき牆には、葛の葉風さゝやくばかり音づれ、蚊の細聲の額回るも、なか／＼哀れな

る類ひや、<sup>略</sup>さし昇る月に嘯き、獨岡兩の感に觸れ、ば、其等上達部などの、皺ぶれ  
たる直衣つくるひ、或は萎たる烏帽子引立て、仕まつる様の、幻に見えもしする思ひ  
せられ、漫ろに凜慄たり、師の曰ふ、國を出る時原洞てふ男、馬の餓けにとて得させし  
雪の朝と云ふ香木持たり、斯る夜なからましかば、あたに一炷のかひもあらじとて  
賜ふ、頓て火に置いて、

みじか夜や仁治三年うす煙

旦水

〔順德天皇御遺蹟搜索之記〕

主任 加部嚴夫筆記

臣敬直 敬テ白ス、曩ニ新潟行在所ニ於テ、順德天皇御遺蹟實地檢覈ノ爲メ、佐渡國  
へ渡航ノ命ヲ奉シ、本月廿日、寺泊ヨリ佐渡國赤泊港ニ航シ、廿一日新町驛ニ旅宿ヲ  
占シ、眞野山ノ御陵ヲ始メ、山川原野ヲ跋涉シ、轉シテ相川ニ泊シ、苟シクモ御遺蹟ノ  
稱アル者ハ、コレヲ實地ニ質シ、現在ノ景況ヲ記シ、略圖ヲ副ヘ以テ上ル、臣敬直夜以  
テ日ニ繼キ、孜孜黽勉精ヲ欲シ、實ヲ索ムトイヘトモ、然レトモ年ヲ經ル六百歲、其間  
兵亂數次、山川所ヲカヘ、古書舊記地ヲ拂フテ亡滅シ、コレヲ今日ニ徵スベキ者殆ト  
稀ナリ、伏シテ冀クハ、陛下コノ旨意ヲ恕シ玉ヒ、今上ル所ノ者ヲ以テ、當時ノ萬一ヲ  
明察シ玉ハンコトヲ、臣敬直誠恐誠惶頓首謹言、

仁治三年九月十二日

八一



仁治三年九月十二日

八一二

明治十一年九月

從四位侍從富小路敬直

眞野山御

第一 眞野山御陵 御火葬所

眞野宮

御陵ハ佐渡國雜太郡眞野村ノ丘上ニ在リ、新町驛雜太郡ニシテ、相川街道ナリ、赤泊サ  
該所ニ占ス、ヨリ東南ニ當リ、驛ヲ距ル十八町、眞野山官林ノ山麓也、眞野川ニ沿ウ  
テ廻ルコト概十町ニシテ、路ノ左方堤上ニ眞野山トイフ石ノ榜示アリ、高サ四尺、幅  
一尺五寸、其建立ノ年月知レズ、文字小篆奇韻アリ、此所ヨリ程二町、左方眞野宮アリ、  
天皇ノ御分靈ヲ、コレヨリ三町ニシテ林ノ郷泉澤トモイフ、今トクア澤ト、ニ至ル、路傍  
祭ル、今縣社ナリ、郷イフモノハ、説レルナルベシ、

石抱キノ  
梅

御陵ノ狀  
況

左ノ方ニ、式部長吉ノ家アリ、長吉ハ天皇コノ地ニ渡御ノ節隨從シ奉レル駕輿丁ノ  
末裔ニシテ、長吉己ニ歿シ、其女とめ、現今北海道ニ出稼シテ家ニアラズ、庭前圃園ノ  
中ニ梅ノ古木アリ、其根蟠屈蜿蜒石ヲ抱キ、枯幹ヲ纏ヒ、枝葉繁茂シテ稀世ノ名木ナ  
リ、之ヲ石抱キノ梅ト云フ、コノ樹天皇親ヲ植エサセ玉ヒシモノナリト里俗ノ口碑  
ニ傳ヘタリ、又右方ノ田間ニ畔アリ、雜樹四五株アリ、佐山甚五郎ノ屋敷跡トイフ、甚  
五郎モ長吉ト同シク往昔ノ舊家ナルヲ、近代頗ル貧窶ニシテ、家ニ生活ノ業ナク、今  
ハ所在ヲ定メズ、近郷知音ノ助力ヲ仰キ、僅カニ生命ヲ繋クト云フ、林ノ郷ヨリ行程  
凡二町ニシテ、御陵ノ所在地ニ至ル、方五十間、石垣ヲ周ラシ、御陵外廓ノ兆域トス、  
寶

眞野山官  
林

第二 眞野山官林 字堂所

阿彌陀堂

眞野山ノ御陵ヲ距ル壹里十八町ノ所ニ在リ、眞野川ノ水源ニ遡リ、漸ク山巔ニ達シ、  
再ヒ山間豁谷ヲ下ル數町ニシテ、所謂ルだうどころニ達ス、此間豁川ヲ涉リ、山阪ヲ  
攀テ、上下數回危嶮ヲ侵シ、漿汗ヲ拭フニ非ザレバ到ルコト能ハズ、里俗ノ口碑ニ據  
レバ、往昔行宮ノ趾ニシテ、今太郎松ト稱スル者、即チ當時ノモノナリ、又今眞野宮ノ  
東方丘上ニ在ル阿彌陀堂モ、往昔ハ此堂所ニ在リシヲ、後世今ノ處ニ移轉セル者ナ  
リト、今ヲ去ル廿年前、里人此堂所ニ杉苗ヲ植エ付ケシニ、其節土中ヨリ土器數種、今  
存スルモノナシヲ掘リ出セルヲ、當時奇トセリト云フ、今案フニ、深山幽邃ノ所ニオ  
イテ、御心ヲ清マサセ玉ヒ、一ニ佛果ヲ願ヒ思召サレシナルベシ、今ノ世山間僻地モ  
至ル所關ケザルハナシ、然シテナホ前文載スル如ク苦步セザレハ至ル可ラザルノ

仁治三年九月十二日

八一三

八年、幕府當時ノ奉行曾根(吉正)兵衛、老松數株條ヲ接ヘ、小禽聲爽カニシテ、實ニ名區ナ  
ニ命シテ修補セシムル所トイフ、

リ、外廓ノ西南ヲ正面トス、平常ハ鎖鑰シテ漫入ヲ禁ス、外廓ノ中央ニ方八間ノ石墻  
アリ、建築ノ年月詳ナラズ、蓋シ天皇、柵門ヲ設置シ、其中央堆キ所ニ松樹アリ、以テ御陵  
ノ目標トス、コノ松ハ弘化三年ニ植エタルモノナリ、往昔ノ松ハ數百年ヲ經  
テ枯レ倒レタルヲ、其朽腐セルモノ、今ナホ御陵ノ後背ニアリ、其兩端ニ石

燈籠二基アリ、延寶八年二月當時ノ奉行曾根五郎兵衛ノ建ツル所タリ、



仁治三年九月十二日

八二四

太郎松

經塚山

地ナリ、今ヲ推シテ古ヲ考フルニ、當時天皇ノ御苦行、之ヲ物ニ形容シ、之ヲ言ニ盡ス可ラズ、想ヒコ、ニ至レバ悚然トシテ涕衣ヲ濕ホスヲ覺エズ、太郎松ハ目通り圍リ凡ソ壹丈八尺ニシテ、幹ニ支ル、蒼鬱トシテ徑二十間ニ蟠リ、溪間ヲ覆フ、蓋シ六百年ノ星霜ヲ經シモノナルベシ、此官林ニツ、ク高山ヲ經塚山ト云フ、往昔天皇崩御ノ時、池藏人清範、天皇ノ宸翰、御誦讀ノ灰燼トナシ、山巔ニ埋沒セリト佐渡志ニ在リ、今案フニ、經塚山ハ北方金北山ト對峙シテ東南ニ聳ヘ、佐渡第二ノ高山ニシテ最モ峻峻、今ニ至リテ人跡ヲタツ、當時清範深ク量リ遠ク慮リテ、天皇ノ御遺物ヲ後世卑賤ノ手ニ瀆シ奉ランコトヲ恐レ、陽ニ灰燼トナセリト稱シ、陰ニ此山巔ニ埋沒セルモノナルベシ、實ニ灰燼トナセシモノナラバ、何ゾカ、ル高山ノ絶頂ニ埋沒スルコトヲセン、之ヲ灰燼トナサンモ恐レ多ク、之ヲ後世ニ瀆サンハ、亦固ヨリ忍ビザルノ實情ニ出テ、此山巔ニ埋沒セル物ナルベシ、經塚山ノ名稱豈徒爾ナランヤ、

眞野宮

御靈代

第三 眞野宮  
宮ハ縣社ニシテ、新町驛ヲ距ルコト十町ノ所ニアリ、眞野山ノ御陵ニ至ルノ路次ニシテ、御陵ノ條下ニ詳記ス、參觀スヘシ、舊眞輪寺、國分寺ノ末寺ナリ、現今復職眞木山豐樹ト云フ、今新ニ宮殿ヲ改造ス、境内ニ在リ、正殿ニ順德天皇ヲ祭り奉リ、御靈代ハ

舊御肖像ニシテ、往昔御隨身池藏人權頭、後世御舊跡ノ湮滅センコトヲ恐レ、自ラ彫刻シテ奉崇セシモノナリシヲ、明治七年三月還御、攝津水無瀬ノ宮へ御合祭アラセラレシニヨリ、其際土地人民ノ情願ヲ聽シ、御劍ヲ納メラレシヲ御靈代トシテ祭り奉レリ、左方ニ天滿宮、昔順德天皇此地ニ勸請シ玉ヘルモノナルベシヲ祭り、右方ニ日野權中納言資朝ヲ合祭セリ、

第四 八幡村御遺跡

八幡村御遺跡

御腰掛松

雜太郡下八幡村新村ヲ距ルコト廿餘丁、松塚兵四郎ト云フ農夫アリ、庭前ニ順德天皇御腰掛ノ松ト云モノアリ、松ノ東南ニ小池アリ、御池ト云フ、松ノ西北ヲ行宮ノ跡ト云フ、松ハ周圍凡二丈餘、土ハヅレヨリ上五六尺ノ所ニ幹五ツニ支ル、枝四方ニ蔓リ、恰モ蜘蛛ノ手ヲ伸ヘタル如クニシテ、數百歳ノ古木タルコト一目瞭然タリ、兵四郎老母アリ、そでト云フ、齡七十四、篤疾タツコト能ハズ、左右ノ者ノ扶ケヲ得テ、僅カニ言語ヲナス、謂フ吾家此所ニ住スルコト已ニ六百有餘年ノ久キヲ經、庭前ノ松順德天皇常ニ御腰ヲカケ玉ヒテ、御休息アソバサレシニヨリ、御腰掛ノ松トイフ、今ニ至リテ、每朝此ニ向ヒ、天皇ヲ拜シ奉ルナリ、又一箇ノ古物ヲ藏ス、此器質木ニシテ杯ニ似タリ、遍且穢真黒ニシテ其何物タルヲ知ラズ、嬭ノイフ所ニヨレバ、往昔順德天

仁治三年九月十二日

八二五



仁治三年九月十二日

八一六

皇ヨリ、兵四郎先代ノ者ニ賜ハリシモノナリトゾ、故ニ今之ヲ佛前ニ置キ、香ヲ焚キ、  
毎朝禮拜スト、別ニ略圖ヲ付シテ參考ニ供ス、○圖見

和泉皇居  
跡

第五 和泉皇居ノ蹟

金燈籠松

和泉村ハ雜太郡ニシテ、新町驛ヲ距ル二里ノ所ニ在リ、現今川上賢吉持地ノ中ニ、金  
燈籠松、一ニ燈籠松ト云フアリ、此邊ノ田地、往昔ハ順德天皇御料ノ田ニシテ、其後新  
九郎ト云フ百姓持ノ田地トナリシコト、佐渡名勝志ニ見ユ、今ハ新九郎ノ名ヲ知ル  
モノナシ、然レトモ金燈籠松ト云フ者依然存スルヲ見レハ、往時ノ新九郎田地今ノ  
川上賢吉ノ田地タルコト明矣、又松ノ北方凡一町ノ所ニ、川上多次右衛門 本久保半  
兵衛ノ屋  
數ナルナ、多次右衛門ノ祖父川上太左衛門買ヒ受ケテ、今ノ所ニ別居ス、太左衛門  
門ガ本家ハ即チ川上賢吉ガ家ナリ、按ニ、新九郎ハ賢吉ガ先代ノモノナランカ、ト云フ農夫  
ノ家アリ、庭前ニ天皇ノ御腰掛石ト云フ者アリシヲ、今ヲ去ルコト百有餘年前、地中  
ニ埋没セリトイフ、若シ人誤テ汚穢ニ觸ル、コトアレバ、奇異ノコトアリシヲ、畏怖  
シテカク謀リキトゾ、今ハ其標ニ樅ノ木ヲウエタリ、高サ五尺、幹周圍二、三尺ニ滿タ  
ス、然レドモ今樅ノ (今ノ樅カ) 多次右衛門齡八十餘ナルヲ、其幼年ノ時ヨリ此ノ如クシテ、殊更  
ニ成長セズト、又金燈籠松ヨリ西方直徑四五十間ノ所ニ齋藤孫二郎ト云フ者アリ、  
其畠中ニ畔アリ、御所ノ跡ト云フ、今按ニ、凡テ此和泉村ノ地勢北ニ金北山ヲ負ヒ、西

御腰掛石

和泉村ノ  
形勢

本光寺

夷湊ヨリ相川ヘ往復ノ街道ニ連リ、東國府川ニ接シ、南真野浦雪ノ高濱等ノ海ニ向  
ヒ、數頃ノ平田ニシテ佐渡第一ノ勝地ナリ、所謂ル四神相應ノ地ト云フモ、僭稱ナル  
可ラズ、佐渡志ニ、泉村ニ黒木ノ御所ヲ造リテ移シ居エ奉レリト云フハ、即チ金燈籠  
松ノ近傍ニシテ、多次右衛門ガ家孫二郎ガ家ノ邊ニ、假皇居ヲ定メ御遷リ座 (セカ) シガ、  
今ハ此地ノ形勢ト口碑ト志ノ載スル所ノ者ニ依リ、僅ニ前説ヲ徵スルノミ、又和泉  
ノ觀音ト云アリ、寺ヲ本光寺ト云フ、現今廢寺トナリテ、竹田村ノ世尊寺ニ合併ス、佐  
渡名勝志ニ、村中ニ四個ノ堂宇ヲ御建立アリ、先東ニハ觀音、西ニハ阿彌陀如來、南藥  
師、北天神ナリトカヤ傳ヘヌル、三尊ハ行方シレズ、觀音計ハ今ニ殘リテ、法花宗本光  
寺ニ在リ、御長三尺ノ木像ニテ、立體ノ正觀音ナリトアル、是ナルベシ、然レドモ所在  
ノ位置、御所蹟ト覺シキ所ヨリハ西北ニ當リテ、名勝志ノ東北ニアルニカナハス、後  
世今ノ本光寺ニ移セル者ニシテ、當時ハ東方ニアリシナルベシ、果シテ然ラバ、其皇  
居ノ跡ナリト云フモノ、ソレ違ハザルニ近カラシカ、

〔順德天皇駐驛遺蹟之碑〕

○佐渡郡真野村字新町

侍從長正二位勳一等侯爵德大寺實則篆額 ○篆額

本邦開闢以來、皇統一系、人尙忠孝、及世衰俗敝、權臣用事、竊弄名器、亦未有公然彎弓犯

仁治三年九月十二日

八一七



明治十一年北陸御  
巡幸出雲  
崎ヨリ敬  
直ナ御舊  
跡ニ遺サ  
ル  
經塚山

眞野入江

御遺跡表  
彰ノ資ヲ  
賜フ

闕者乃北條義時以陪隸之賤逞虎狼之威廢天子執上皇流斬親王公卿悖逆無道前古  
所無海內士庶痛憤切齒況佐州順德帝遷幸留弓劍其民至今悲哀弗諼固其所也明治  
十一年秋九月車駕省方過北越出雲崎隔海望佐州慨然追懷往事遣侍從富小路敬直  
往訪遺跡敬直跋涉山谷錄口碑所傳與州誌野乘參觀並製地圖還奏其狀曰帝蒙塵茲  
土二十餘載以仁治三年九月十二日崩於雜太郡眞野山行宮其埋宸筆經卷處曰經塚  
山茶毘御骨處古松林立遠以石壘兆域方五十間曰眞野丘其西北十餘町舊有眞輪寺  
隨身池清範手造御像祀之近年官移其像於攝津水無瀬宮代以御劍爲神主改寺稱眞  
野宮宮外一川逶迤注海曰眞野入江初御船始達於此遙望隱岐慕後鳥羽上皇不已與  
侍臣遠藤爲盛作歌唱和後人取其句改入江稱戀浦而八幡和泉竹田諸邸亦遊幸趾蹕  
一木一石遺愛存焉士人爲說當日情狀潸々泣下皇上傾聽意倍感憤嗚呼聖情追遠民  
德歸厚可謂忠孝兩至矣頃者本州志士相議欲建碑戀浦以表遺跡就新潟縣令永山盛  
輝奏請乃資以金若干圓於是遠馳書幣求剛文剛嘗攷舊史帝天資英邁與上皇疾鎌倉  
專制出師東伐不幸與尸二聖播越寄跡孤島吞恨而崩後百餘載建武征討義時子孫舉  
族伏誅庶乎其志或伸矣然而足利尊氏自任上將傳世十二而織田氏而豐臣氏而德川  
氏武臣專制與鎌倉無異今上遠紹先志廢幕府撤藩鎮親裁萬機累世積憤於是乎散則

承久役ハ  
明治中興  
ノ基

稱爲承久一舉成明治中興之基亦豈不可乎哉剛載筆禁省職在論譏嘉此舉之獎忠孝  
補風教爲叙事由係之以歌詞曰

家狗吠主履加冠九重之尊居不安海程遼矣風濤艱汎彼柏舟泊沙灣新島守兮在何邊  
瞻望不及眼爲穿颯雨離煙秋復春號泣旻天褒無聞懷王去國西入秦徵欽北狩不還轅  
爲異鄉鬼長結冤楚民悲兮宋民憐帝也英明才絕群跡則似兮情不均人衆勝天孰怨天  
尺蠖之屈有時伸東魚西鳥相噬吞獼猴跳梁三十年前門虎殲後狼存武人累世擬大君  
賴有廟謨貽後昆中興政令仰維新廢元帥府撤列藩五畿八道悉臣民無兢維烈溯厥源  
作頌刻石薦豆簋神來格兮戀浦濱四海無風起狂瀾

明治乙酉秋建宮內文學兼大學教授從五位勳六等川田剛撰并書

本光寺

〔古社寺取調書〕○新潟縣所藏 雜太郡平泉村大字泉小字荒貴日蓮宗本光寺

順德上皇富村黒木御所ニ在ラセ給フ時其邊ノ淨地ヲ擇ヒテ平生御信仰ノ正觀音  
佛ノ像ヲ安置ス其頃中興村地頭本間次郎入道安連勤王ノ志厚ク上皇ノ爲メニ力  
ヲ盡スコト多シ上皇是ニ依テ觀音像ノ守護ヲ安連ニ托ス○中天福元年遂ニ薙髮  
シテ家ヲ舍弟安重ニ讓ル○中安重領地若干ヲ寄附シテ佛供料トシ建長元年新ニ  
堂宇ヲ建立ス文永中日蓮聖人渡海スルニ當リ大和坊隨從シテ法弟トナリ日性ト

中興村地  
頭本間安  
連



仁治三年九月十二日

八二〇

法華堂 號シ、堂宇ヲ以テ法華修行道場トシ、法華堂ト稱ス、略中 正和元年、日性開山トナリ、今ノ觀音平ト云處ニ一寺ヲ建立シ、本光寺ト號ス、正和三年八月日性歿ス、略下 寶物 御短冊一枚、御弓一張、御薙刀一口、御香合一個、

右四品ハ、順德上皇ノ御宸筆及御遺物ニシテ、崩御ニ臨ミ、開基大和坊日性へ御恩賜アリシ由傳ヘリ、

大曼荼羅 日興上人眞筆、佐渡國住大和坊與之、延慶三年六月十三日ト記載ス、

大曼荼羅 日興上人眞筆、佐渡國住爲平十郎安重壹周忌菩提、舍兄大和坊所與之、正和元年十月十五日ト記載ス、

〔佐渡志〕 神祠 一宮大明神 地貳町壹段

一宮大明神

佐渡ニ於ケル上皇ノ皇子女

慶子内親王ヲ祀ル

雜太郡宮浦村ニ在リ、舊記ニ據ルニ、順德上皇此國ニ遷セタマヒシ後、二人ノ皇女、一人皇子降誕アリ、御母ハ供奉ノ官女三人ノ中誰ニカ有リケム、定カナラス、或家ノ記ニ、御母右衛門佐ノ局ト記セリ、此局ノ名ハ、承久記ニモ供奉ノ中ニ見エタレハ、據ナシトモス、サレト疑ヲ闕ムニハ如カス、後薨セサセタマヒテ、國人神トシ祀リ、一宮二宮三宮大明ト仰キヌ、ヨリ親王大光明神ト書タリ、昔一宮ノ神ハ、御在世ノ時慶子姫宮ト稱シマキラヌ、鎌倉ヨリノ沙汰トシテ、宮浦ノ地頭本間次郎兵衛守護シ奉リシト云リ、歌ヲ能セサセタマヒシトテ、オフケナクモ土人ノ口ニ殘レル有リ、

別當慶宮寺

マツアレハサトノ島ナルカラサキモシカスカニコソミマクホシケレ

此御歌ニアル唐崎ノ地名、今ハ定カナラス、此外多アルヘケレト、惜ムラクハ世ニ傳ハラヌ、其神殿度々兵

火ニ燒シコトハ、別當慶宮寺ノ大般若經ノ奥書ニ見エタリ、或人言ラク、一宮明神ノ祠

作リシ寺ニテ、其由ナシ、世ニ逢ム事ヲ謀リ、舊記トモ取捨テ、新ニ附會ノ說作リイテ、羽

茂郡飯岡ノ一宮ノ別當ト爭ヒ訴ヘケルカ、官裁ニ及ヒテ、羽茂ノ方此祠ノ傍ヨリ掘出セ

シト云フ一ツノ瓶アリ、形狀ト云ヒ、古色ト云ヒ、世ニ類ヒナキ者ニテ、殊ニ貴キサマ

ナリ、姫宮在シ時ノ物ニソアルヘキ、是ヲ得タル祠官、忽家衰へ、嗣ヲ絶シトソ、此瓶今

ハ目黒町熊野ノ祠中ニ移シテ深ク納メ置ク、其故長ケレハ記サヌ、又別當慶宮寺ノ

外ニ、國分寺モ亦故アリテ此神ニ仕ヘマキラヌ事アリ、程遠キヲ以テ、門徒上ノ坊行

泉坊ヲ慶宮寺々地中ニ置ト云リ、

二宮大明神 地七段壹畝貳拾歩

雜太郡二宮村ニ在リ、コレモ皇女忠子ノ宮ヲ崇ム、此姫宮歌ヲ能セサセタマフノミ

ナラス、能書ニテオハセシト云ヒ傳ヘタリ、其御歌トテ、

マタモミムシツカイホハタオリハシノヲリナワスレソヤマフキノハナ

アヲヤキノイトヒキソフルハタカハ、ナミノアナオルヒマヤナカラム

仁治三年九月十二日

八二一

二宮大明神 忠子内親王ヲ祀ル



三宮大明神  
皇太子御名傳ラス

幼稚オホナクオハセシ時、書タマヒシト言傳ヘタル者稀ニ遺レルアリ、鎌倉ヨリ河原田ノ地頭本間左衛少尉ヲシテ守護シ奉ラシム、今ニ河原田ヨリ來ル道ヲ下馬坂ト唱フルナリ、祠官ノ内近藤ト云者ハ、上皇ノ御隨身藤原直家カ末ト言傳ヘタリ、三宮大明神 地九段八畝貳拾四步

雜太郡三宮村ニ在リ、親王大明神トモ稱シマキラス、此皇子ノ御名傳ハラス、千歲ノ宮ト記セシモノ有トモ疑ハシキナリ、御在世ノ程、國府ノ地頭本間山城兵衛尉守護シ奉リテ、建長六年甲寅十一月十八日、十八歳ニテ薨セサセタマヒシト云傳ヘタリ、  
此宮薨シタマヒシ月日ナハ、多ク記セシ者ヲ見タレバ、爰ニ載ツ、或家ノ記ニ、大姫宮ハ、嘉祿元年乙酉降誕アリテ、弘安九年丙戌薨御、島昭姫大明神ト崇メ、忠子姫宮ハ、貞永改元ノ年降誕ニテ、建長元年己酉七月薨御、玉島姫大明神ト仰キケルニ、其神號トモ民ノ舌タミタル口ニ言ニクケレハ、一宮、二宮、三宮ヲ以テ稱シケルトイヘリ、コレ等ハ家々ノ記セシ所モヒトシカラハ、ハ、本文ニハ載セス、

諏訪明神

末社ノ神ハ、上皇供奉ノ人々甲斐右兵衛佐範經藤左衛門大夫康光、右兵衛佐ノ局等ヲ祀ルト、古キ物ニ記セリ、サレハニヤ元祿中ノ官籍ニモ、唯末社トノミ記サレテ、他祠ノ例ニ異ナリ、近キ頃、里民ノ望ミニ由リテ、神號ナカラムニハ惡カルヘシトテ、諏訪明神ト名ツケシト言ヘリ、歎カハシキコトナリ、此社ノ地殺生ヲ禁セラル、以下三條ノ制札ヲ立タリ、後ニ橋ノ光行ト云人來リテ、西濱ノ橋村ニモ、三宮大明神ノ祠ヲ

熊野權現

崇メ祭り、宮ノ浦トイヘリ、其祠ノ神體ハ、彼ノ光行カ石ヲ以テ刻ミ奉リシト云ヘリ、熊野權現 地四段七畝九步

雜太郡畑本郷ニ在リ、其初メ詳ナラス緣起一卷アレトモ、證トスルニ足サレハ、爰ニ取ス、唯古キ社ト知ラレテ、順德上皇ノ御製ト云ヒ傳ヘタル中ニ、

タモノウヘノツキヒヘタテ、ミクマノモクマナキカケハカ、ラサリケリ  
彼忠子ノ宮ノ御歌ニ、織橋ト讀タマヒシモ、此神垣ニ程近ク、今モ其歌アリテ、古キ名殘レリ、天正ノ頃迄ハ、雙ヒナキ大社ニテソ有リケル、

廣臨親王  
潜居地

此社ノ地下ト云ニ、古ヘ此拜殿ニ、順德上皇ノ宸筆ノ日神殿ノ額アリシヲ、イツノ頃カ、雜太郡山田村ノ片貝ト云所ノ羽黒權現ノ祠ニ移セシ由ニテ、今カシコニ有ルナリ、  
〔越後野志〕十二 蒲原郡 舊跡 廣臨親王潜居 順德帝ノ皇子廣臨親王、帝ヲ懷望シ給フコト甚シク、潜ニ從者二十餘人ト本州ニ來リ、佐州ニ住ント欲シ玉ヒトモ、鎌倉ノ制

令嚴ニシテ渡海スルコト難ク、菅名庄刈羽村、中野橋村ノ間ニ潜居シテ、空シク數年ヲ經玉フ、後又刈羽村ヨリ能生代村ニ移リ、領主能生代左衛門尉カ家ニ潜居シ給フニ、事鎌倉ニ洩聞ヘ、能生代左衛門ニ命シテ親王ヲ弑セシム、左衛門尉不得止密ニ謀之、此ヲ親王ニ告ル者アリ、因テ親王、出走シテ大關村ニ到リ給フニ、左衛門尉率衆追



來レリ、親王見之又遁奔テ、小口村間入道武濟ト云者ノ家ニ到リ玉フ、左衛門尉進來テ、武濟カ家ヲ圍ム、親王其難脱ヲ視テ、卒ニ自殺シ玉フ、從臣亦殉死シテ、殘者僅ニ二人、親王時年十六、是時貞應二年癸未十一月十九日、○廣臨親王ノコト、詳ナラズ、

親王ノ御墳

〔越後野志〕

古墳墓

廣臨親王墳

蒲原郡菅名庄小口村山中ニ在、墳上ニ祠堂ヲ建

神トシ祭ル、貞應二年癸未十一月十九日薨、年十六、華霜榮香大禪門ト諡ス、

勝興寺

〔越中志〕

射水郡下

雲龍山勝興寺西派

古國府

〔北國七國志〕

同書云、西派寺院ノ總錄所ナリ、寺法宗令トモ當山ヨリ支配ス、ワキテ實如上人ヨリ

北陸七ヶ國ノ法頭職シルヘキ旨御書ヲ賜リ、御本山御代々ノ御書數十通、將軍家國

守御寄進狀數十通アリ、本堂二十五間四面、本尊化人將來ノ作、御寺務職ハ西本願

寺御門跡御連枝ヲ以住持シ給フナリ、高祖親聖人越後國ニ在シ時、同國蒲原郡鳥屋野

ト云所ニ、一字ノ御堂ヲ建立シ玉ヒテ、後常陸國ヘ行テ弘法ナシテ、此坊舎ヘ歸リマ

セシ折、人皇八十四代順德帝承久三年辛巳佐渡ノ國ニ遷行マシマスヲリ、此坊舎ヘ入御

ナシ玉ヒシ所、聖人御教化マシマシケレハ、帝タチ所ニ信心發得ナシ玉ヒ、歡ノ餘リ、

宸翰ヲ染テ勝興寺ト云額ヲ賜リケル、順德帝ノ皇子彦成親王御幼稚ノ時ヨリ叡山

ニ登リ、慈鎮和尚ヲ師トシテ出家シ玉ヒ、成尊ト號セシカ、高祖聖人ノ德行ヲ慕ヒ、關

上皇ト親  
覺  
彦成親王

蓮如越後  
ヨリ越中  
ニ移ス

東ニ下向アリテ、聖人ニ面謁シテ、御弟子トナリ玉フ、則聖人ヨリ法名ヲ信念ト名ツケ玉ヘリ、其後聖人御歸洛ノ時、信念ニ命シテ宣フニハ、勝興寺ハ貴坊ノ父帝勅願ノ寺ナレハ、彼寺ニ住シテ北國ヲ化益シ玉ヘト、信念カシコマリ給ヒ、勝興寺ニ入テ住職シ、其御子息信興上人ニ寺ヲ讓リ玉ヒテヨリ、累代相續セシ所ニ、中古兵亂ノ災ニカ、リ退轉ニ及ントスル所ニ、文明三年ノ頃、蓮如上人御下向ノ砌、順德帝勅願ノ寺ナレハ、廢退ニ及ン事ヲ悲ミ玉ヒ、則越後ノ舊地ヲ此地ニ移シテ、御再興アラセ玉フ所ナリト云リ、當山ノ傳記曰、祖師上人一字ヲ佐渡ニ創建シ玉フ、順德帝ヨリ勅シテ寺號ヲ殊勝誓願興行寺ト賜リテ、且勅額ヲ賜リキ、順德帝第三ノ皇子彦成親王、聖人ノ御弟子トナリ、信念上人ト號シテ、此靈院ヲ相承シ、北陸七州ノ化度ヲ聖人ヨリ免許セラレ玉マフト云々、

寬元元年癸卯

紀元千九百三年

五月

丙子朔

十三日、戊子順德上皇ノ侍臣藤原康光、御遺骨ヲ收メ、佐渡ヨリ歸洛シ、是日、大原法華堂ニ奉安ス、

〔百鍊抄〕

後醍醐天皇

寬元元年四月廿八日、甲戌、佐渡院御骨、〔藤原〕康光法師奉懸首、渡御

寬元元年五月十三日



寛元元年五月十三日

大原云々

中陰御佛事  
五月十三日、佐渡院御骨今日奉納大原御墓所於岡崎殿(修明門院御所)被始中陰佛事世人稱三十ヶ日穢

八二六

越佐史料卷一終

大正十四年七月十五日印刷  
大正十四年七月二十日發行

定價金七圓

新潟縣中蒲原郡大形村大字海老ヶ瀬二〇七番地

著作兼發行者 高橋義彦

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷者 島連太郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三秀舍

不許複製



IT 4G 57



終